

会 議 録 目 次

令和2年第1回海田町議会定例会（第2日目）

令和2年3月4日（水）午前9時00分 開議

日程第1	施政方針	4
日程第2	第14号議案 令和元年度海田町一般会計補正予算(第5号)	35
日程第3	第15号議案 令和元年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	36
日程第4	第16号議案 令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	36
日程第5	第17号議案 令和元年度海田町介護保険特別会計補正予算(第1号)	36
日程第6	第18号議案 令和元年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	37
日程第7	一般質問	
	○多田雄一議員	37
	○佐中十九昭議員	45
	○下岡憲国議員	57
	○小田久美子議員	73
	○住吉秀公議員	79
	○大高下光信議員	95
	(延 会)	96

令和2年第1回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 令和2年3月3日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月4日(水)9時00分宣告(第2日)

4. 応招議員(15名)

1番	玉川真里	2番	小田久美子
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	欠員
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(15名)

1番	玉川真里	2番	小田久美子
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	7番	下岡憲国
8番	住吉秀公	9番	宗像啓之
10番	久留島元生	11番	岡田良訓
12番	多田雄一	13番	崎本広美
14番	前田勝男	15番	佐中十九昭
16番	桑原公治		

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町 長 西 田 祐 三
副 町 長 櫻 竜 俊
企 画 部 長 鶴 岡 靖 三
総 務 部 長 丹 羽 勤
福 祉 保 健 部 長 湯 木 淳 子
建 設 部 長 久 保 田 誠 司
総 務 部 次 長 門 前 誠 司
建 設 部 次 長 龍 岩 広 幸
企 画 課 長 鎌 田 浩 一
魅力づくり推進課長 宮 垣 将 司
財 政 課 長 吉 本 真 人
総 務 課 長 近 森 茂
税 務 課 長 片 山 茂
町 民 生 活 課 長 脇 本 健 二 郎
社 会 福 祉 課 長 中 下 義 博
こ ども 課 長 森 川 雅 枝
長 寿 保 険 課 長 新 藤 正 敏
保 健 セ ン タ ー 所 長 森 原 知 美
建 設 課 長 木 村 生 栄
上 下 水 道 課 長 早 稲 田 誠
会 計 管 理 者 中 川 修 治
教 育 長 佐 々 木 智 彦
教 育 次 長 伊 藤 仁 士
学 校 教 育 課 長 森 山 真 文
生 涯 学 習 課 主 幹 倉 本 勇 登
新 庁 舎 整 備 室 長 山 田 長 秀

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 辻 千奈美  
主 査 水 野 啓 太  
主 事 木 村 俊 英

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 施政方針
- 日程第2 第14号議案 令和元年度海田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第3 第15号議案 令和元年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 第16号議案 令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 第17号議案 令和元年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 第18号議案 令和元年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 第19号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第20号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第21号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第22号議案 令和2年度海田町一般会計予算
- 日程第12 第23号議案 令和2年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第13 第24号議案 令和2年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 第25号議案 令和2年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第15 第26号議案 令和2年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 第27号議案 令和2年度海田町水道事業会計予算

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので御了承ください。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第16に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、施政方針についてを議題といたします。これより、昨日の施政方針に対する質問を行いたいと思いますが、ここで議長よりお願いと確認をしておきます。予算委員会又は一般質問の場で質疑、質問ができる場合については、予算委員会や一般質問の場で質疑、質問を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。また、施政方針に対する質問の回数は、議員1人につき3回までといたします。それでは、これより町長の施政方針に対する質問を行います。質問があれば許します。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 3番、富永です。大きく2点についてお尋ねいたします。

まず、施政方針の中にこれまで委員会に説明がなかったような新しいワードが出てきて、新しい取組をされるのはすばらしいと思うんですけども、まず、あの立地適正化計画、5ページの、こちらですけども、今年着手されるということで、取り組む自治体と取り組まない自治体では10年後、20年後のまちづくりが大きく変わっていくと思うんですけども、この辺、令和2年に着手されて完成予定なのかどうか、まずそれが1点、お願いたします。

○議長（桑原） 西田町長。

○町長（西田） 立地適正化計画の話でございますが、海田町におきましては、来年度、第5期の長期10計を行っていきます。その後、同じように前期の5か年計画、3計、短計という形で計画を作ってまいります。この立地適正化計画は、その町全体の住居環境とか交通環境とかいろんな要素がございますが、そういった要素を一種のマスタープラン的なものを作っていきたい。そして、今、問われているのは人口減少対策、それに大きく寄与できるようなものをしっかりとそこの中に織り込みながら作っていきたい。その中に、単年度でできるのかというお話ではございますが、単年度でできるように努

めてはまいりますが、単年度でできる可能性は、まだ、いろんな議論の中に出てきますし、10計を並行してやらないといけないという状況でございますので、尻の期限はちょっと定めることはちょっとできませんが、それに組み組んでいくというのは間違いございません。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） それと、もう1点の20ページにある介護予防の対策として、フレイル予防ですけれども、こちらも、福祉厚生委員会でもまだ説明も何もなかったので、こちらに対しての町長の思いもお願いいたします。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） フレイルということで、虚弱体質の方々のいろんな形の予防ということが基本になってくると思います。一般質問等でも出ておりますから、一応、ここでは、概念的なところだけお話をさせていただきたいというふうに思います。まず、フレイルに関しては、一番聞くのはやはり予防だと思います。その予防策にチェックリストというのを今回も作っておりますが、食事、運動、それから社会参加、この社会参加が一番大きく寄与しているというふうに、学識者の方もレポートが出てきておりますので、本町は、ここで言わせていただければ、健康寿命は県下でもトップクラスでございます。これは、やはり町の背景の中には社会に参加している高齢者の方々が非常に多いというのが大きく寄与しておる。屋内プールもございますし、それから、健康ウォーキングの場所も非常に立地的にいい環境にございますので、そういった環境、更には、東広バイパス等の高架下、そういったところの開放においても、高齢者の方々のいろんな社会進出、更には百歳体操、これは県が推奨しておりますがね、そういったところをしっかりと、それから口腔ケアも含めて、必ず食事の入口と出口、これ非常に大切なところでございますから、そういったところをしっかりと予防できるというのが大事だというふうに思っておりますので、フレイルに関してはフレイルの予防という形で取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） あと、それと文化についてですけれども、今回、織田幹雄スクエアのことは触れてましたけれども、公民館が新しくなって、先日も皆さんで内覧させていただいて本当に素敵なホールもでき上がって、音響も本当に素晴らしい素敵なホールだと思いますので、是非こちらをしっかりと活用していただきたいなと思うんですけれども、その

織田幹雄スクエアに限っては、織田幹雄さんのことがすごく触れられて、町民の、生涯学習とか文化の発信といったものにもっと触れていただきたいなと思ってもあったんですけども、その辺の町長の思いをお聞かせください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）議員の御指摘のように、非常に、議員さんともどもに造ってきたこの織田幹雄記念館、非常にすばらしいものだと思っております。特に、ホールに関しては可動式の500から200、十分にエクspansionができるようなホールになってきておりますし、先ほど言われましたように、音響効果もしっかりと効果が発揮できるような装置を付けてきておりますので、これは文化、また、その中のスポーツも含めて、そのホールをしっかりと活用していただきたい。それから、更には、デジタルサイネージも、1階、それから2階にも設けておりますし、そういったPRも随時できるような仕組みも行ってきておりますし、一番大事なのは、やはり日本人初の金メダリスト織田幹雄先生を継承するための記念館が併設している。特に、その中には織田幹雄先生の残された言葉、これは我々、今から町政を担う者としても、非常に参考になる言葉もございますから、そういったところをしっかりとPRしながら、我々も自覚しながら、その活用。それと、隣にある旧千葉家住宅、これも織田幹雄記念館から十分庭が見えます。そのPRも含めながら、また、今後、今工事中ではございますが、中で子どもたちがしっかりと、昔の歴史における生活環境の体験ができるようなコーナーもありますし、それから、千葉家を出ますと、三宅家、更には西国街道を歩いてふるさと館という、こういった、うちにある西国街道、これもしっかりと磨いていく。海田町は1万年の歴史を持っております。その歴史の中の我々遺伝子を伝えてきておりますので、それを後世にしっかりと残していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。全体として、町の施政として方針を、まあまあ、おおむね良というのはちょっと私は言いにくいですが、でも、私の考え方から見れば、国や県の言いなりになってやってるといことが印象に残る訳で、そのことについては一般質問で質していきたいと思いますが。町長の施政方針の最初の中で情勢の部分、非常に今、国際的にも、あるいは国内的にも、大きな問題になっているコロナウイルスの問題、これ諸情勢の中で方針として挙げられていないのはなぜなのか。私から見れば、有事ではないけれども非常事態。3月31日でこれが終わるのであれば、別に私は言いませんけれど

も、もう何年続くか分からないようなそういう状況の下で、いろんな行事がストップしたり、中止したり、延期したりするようなのに、全くこのことが触れていない。それに対するいろんな対応、私ども2月5日に申入れをして、町長の姿勢も十分気を使って、あの時点では情報が少なかった訳ですけれども、最大限努力されておったのは承知をしておる。その後、急激にもう国内はもちろんのこと国際的にも進んできた、この位置付けが、全く、ここでしか出てこないのですね。こういう問題については、行政報告の中にあっただけでも、報告だけでは、方針で本当に町民の暮らしや命を守ることができないというふうに私は感じるんですが、それはなぜなのか、お尋ねをいたします。

それから、二つ目には、災害防止策、七つ挙げられておられて、それなりに対応されておる訳ですけども、一つ目には、7ページの上から4、5段目にある、いつも、どなたか知らんが、いつも言われる畝橋の整備、これは整備とあるけれども、架替えをするのか拡張するのか補強するのか、そのことが明確でないので、着手するといってもどういう方法でするのかお尋ねをいたします。

三つ目には、尾崎川流系のそういう浸水地域の問題で、ここに詳細設計を行ってまいりますというのが8ページの2段2行の中にある訳ですが、この表現でいくと、本来であれば県がやらなければならないのに、詳細設計を行ってまいりますというのは町がやるのかどうか。ちょっとここが不明確なので、本来であれば2級河川ですから、県がやるべき問題ですね。それを、町が、この表現で見ると、私は受け取る訳です。なぜなのかお尋ねをいたします。

それから、12ページのオリンピック・パラリンピックの問題で、今のところ、実施するという方向で進んでおりますが、事態が事態だけにどうなるか分からない。そういう場合についてはどう対応していくのか、その方針が要るんじゃないかというように私は考えるんです。大きく構えて町民が期待をしておるのに、できません、やりませんではちょっと無責任な、昨日の問責決議が出されましたけれども、説明不十分というように感じ取られてもしょうがないというように方針の下である訳で、私が聞いている範囲では2人が広島県内で感染の、陽性ですね、があつて、確かなルート、非公開ですけれども、県内で49人、それが該当するというのが、非公開でありますけれども、ある訳ですね。そういう問題がある訳で、それはどう対応しようとしているのか。もちろん、今までの経過、あるいは町長の申入れのときにもありましたけれども、国や県や町そのものが、担当課も含めてそういう対応策を含んでやっておいでですけれども、これらについては、

町民が安心していけるような方向、期待しとったのが、突然、これがまた中止になる。そこら辺の方針も幅を広めた方針でなかったら、まあ、私は、いいと思うんだけど、今回のように、昨日と今日とでは、学校でも、がらっと変わってくるような、そういうやり方はちょっとまずいというように思うので、その辺はどうなのかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）まず1点目の施政方針に、なぜ新型コロナウイルス感染対策を盛り込まないのかという質問だったというふうに思います。これは議員の方からも、2月の5日10時に来られて、そういった対応、今行っているよという状況の説明をさせていただきました。本町では1月末から基本的に会議を開きながら行ってきておりますし、会議としては6回ほど開いており、最初の初動段階においては、まずは消毒液の配布、それからチラシ等の掲示、そういったものを即座に行ったところでございます。その後、全体の動向を見ながら、6回の会議の中に、うちが取れる対策を刻々取ってきたということでございます。特に、ホームページにおいては、当初から随時、この経過報告等を含めながら、皆様に伝達をしているところでございます。それから、実際には、会議から対策本部という形に移行しました。これら全てタイムラインを作りながら、その都度、どのような対策を講じたかというのを、履歴をちゃんと取ってきておりますので、詳細に関しては、今日ここではちょっと時間もございますので、あと見ていただければできるように準備してきておりますので、そこを見ていただければというふうに思いますが、一番大事なのは対策本部を立ち上げて、総理の方から、3月2日から学校関係の自粛要請があったということでございますので、それを受けて、2月末の時点である程度の方向性の話をしながら、実際に手を打ち、学校関係と放課後児童クラブの関係のところを整理しながら、きちっと対応をしてきておりますし、現段階においては、その対応に当初大きく見込んでおりましたが、今のところ、それがオーバーフローするような状況ではないという状況でございます。そういったところを踏まえながら、今後、大きく変化するときには、教育委員会の方と連携を図りながら、学校は自宅待機という形を取っておりますが、その放課後児童クラブに大きくあふれるようなことがあれば、しっかりと教育委員会と連携を図りながら、学校の方にも受入れの要請を考える方向性は出しているという現状でございますので、コロナウイルスに関しては、しっかりと皆様の安心・安全、それから、ウイルスのそういった危機管理においても、その管理規定に基づ

いてきちっと対応を今現在してきているというところでございます。

次に2点目、新畝橋のものは新築か改築かということでございますが、新畝橋でございますので、やはり新築という形のもので検討をしているということです。

尾崎川に関しては、尾崎川は2級河川でございます。議員、御指摘のとおりでございます。川においてはやはり基本的には県に行っていただけるように要請要望を行っている。その尾崎川に入り込む止水、そういったところの内水を含めたところの計画、要するに冠水対策、主にはそこになります、その止水壁等の低いところもでございます。いろんなところをしっかりと調査研究した中に、計画に盛り込みながら、随時、今まで行ってきた、新町で行ってきている水路の拡幅、更にはポンプの増設等もでございます。いろんな手法がございますから、そういったところをその計画の中に盛り込みながら、かつ、尾崎川の一番メインになりますポンプの増強、これが一番大きなポイントになってきてますから、それは行政報告で報告させていただいてますように、そういったところを強化しているという状況でございますので、その進捗に関しては、今後も、場を設けながら、しっかりと要望は重ね、早期の実現を目指していきたいというふうに思います。

それから、4点目のオリンピック・パラリンピックにおける、一番本町におけるのは、聖火と採火式ですね。オリンピックの聖火とパラリンピックの採火式、これが一番直近にぶら下がった問題だというふうに思っておりますが、これは実行する計画で今組んでおりますので、まだ中止ということは一切頭の中にはございません。その方向で進めていくということでございます。

○議長（桑原） ちょっと待ってください。新型コロナが海田町の施政方針になっているのかという問いがあったと思うんですが、これは答弁されましたか。何で載ってないのかという問いがあったと思うんですけども、それに対して答弁はされたとお思いですか。町長。

○町長（西田） 先ほど、説明したように、行政報告でさせていただいたということと、対応をきちっとしていくことが基本でございますので、まず、そこが重要でございます。あと、施政方針に載せてない。これに関しては、今後、機会がある度に議員の方々にとしっかりとこの対応に関して説明をしていくということで御理解をお願いいたします。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） 先ほど、議長からも指摘がございましたけれども、私は、最優先をして、

もう何が何でもこの問題、国民全体が不安に思っているし、日本国だけではありませんけれども、もう全世界は今非常に敏感になっておる訳です。それなのに、来年度の方針、1年で解決するもんか2年で解決するもんか分からないような、もう2週間が山だと言われており、今年度いっぱいでする場合もあるかもしれませんが、しかし、今の状況で見れば、それは、私は不可能だと思うんです。もともとこのウイルスというのは、戦争の兵器として作られたのが一番の要因です。一つ目は生物兵器、化学兵器、核兵器、放射能兵器というので、日本では大久野島が毒ガスを作って、今回の問題は約80年ぐらい経って、動物がそういう感染をしてやると。これが戦争の後遺症の実態ですね。途中、ベトナム戦争があったけれども、枯れ葉剤をヘリコプターや飛行機でまいて、あれほどの奇形児が生まれてくるというような状況。これの残骸というんか、残りが、今、こういう発生をしておる。戦争というのは、そうなんですね、歴史から見れば、非常にこの、どう言うんですか、私どもが生きている間は、針でついたぐらいしか生きておりませんが、歴史から見れば、これは、ずっとそういう争いごと、それは人が作り上げてきたもんで、それを作ったのが、今回これが残留として残って、非常にこの、コロナウイルスという形で出てきておる訳です。なのに、なぜ施政方針の中で、学校が全部休校する、一時、いろんな事業も全て止めてしまうと。これなのに、まず最初に施政方針のトップに、最大限、もう総力を挙げて対応すると。やむを得ない場合は、町長名で、どういうん、指示というんか、命令というんか、そういうのをやる場合もあるというような方針でなかったら、ちょっと、私としてはちょっと、やることは一生懸命やっておいでですけども、文書にすると、それが足りないというのを私感じる訳です。なぜなのか、再度、尋ねます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほどの答弁でも申し上げましたように、新型ウイルス拡大防止対策、行動計画を作って、本町も動いております。災害有事に関してはいろんな有事がございます。原発の有事もありますし、津波、地震、いろんな有事がございます。それにおける本町においては、そういった行動計画を含めたものを作っておりますので、その行動計画に基づいてきちっと行っていきたいというふうに思っておりますし、これに関しては、やはり、単町で予防できるものではございません。県又は国、そういったところの環境等、情報を受けながら、しっかりと町としても、この行動計画に基づく動き方を、しっかりと示していきたいというふうに思いますし、先ほどから再々申し上げますが、本町

においてはこの行動に対してはタイムラインというものを作って、ちゃんと行動をきちっと確認しながら、次の対策を講じるという形で、住民の方々の健康、それから安心・安全に対してきちっと守っていくつもりでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）対策本部を作って町長が責任者でやっておる。今の医療の技術では、これが対応が非常に難しい。原因がよく判明できない。それに対するいろんな特効薬はないと。考えてみれば専門家がないんですね。この専門家を含めた、そういう対策本部でなかったら、もう私ども、いくらここで大きな声をしてでも対応ができないんですよ。国もそうだと思うんです。私が思うのには、国内の専門医療機関や保健所の対応、もちろんやっておいでだと思いますけれども、事態の進展に合わせて、それを見直していく。あるいは、感染状況の調査をして、もし該当するあるいは疑いがあるという、その人の人権を守ってもいかなければならない問題で発生をする訳です。そうした面で、あんまり過度になることも、非常に人権を蹂躪するような格好になるんですけども、適切にそれを対応する、そういう対策本部でなかったら、対策にならないというふうに思うんです。昔のハンセン病であるとか、そういうようなやり方を再びはしないと思うけれども、もうそういう配慮というんかね、そういう本部じゃなかったらいけないと思うんですが、本部の体制は今どうなってるのか、そこをお尋ねします。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）施政方針の方でも申し上げましたように、本部長は私です。それからあと、副町長、それから各部長級の職員、そういった者で構成をして、随時、対策本部を開いてきております。その中には、広島県の情報で言いますと、昨日、3月2日の時点でございますが、5,564件の問合せの中に、実際の検体が行われたのが87件で、全て陰性であったということでございますので、そういった情報を受けながら、広島県に発生したときの動きがちゃんと行動計画の中にございますので、その行動計画に基づいて進めていくということでございます。議員、御指摘のとおり、これは姿が見えないまずウイルスでございます。これは皆様の承知のとおりでございます。この対策に治療薬ができるまでの間のいろんな動きは、しっかりと今から県又は国からの情報を得ながら、その対応の検討を進めていくというのが、今の現状でございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）4番議員、大高下です。2点にわたって質問したいと思います。

1点は、昨年、国会の方で食品ロス削減法案が成立いたしました。それで、私も一般質問で3回、食品ロスについてどうなのかということをお尋ねしたところ、町としてはもう全力で取り組んでいくということなのに、今年の施政方針にも載っていないし、その点をお尋ねしたいと思います。

それともう一つは、先ほど新畝橋ということがあったんですが、海田東駅の構想ということ、やっぱり町としても推進するというぐらいはね、何とかして新しいまちづくりを肝にしていきたいというぐらいのことは言ってほしかったんですけど、その点、2点をお願いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）食品ロスの方向性に関しては、議員と同じような方向で考えておりますし、一般質問答弁の中にも、そういった方向性は出させていただいているというふうに思っておりますので、今回の施政方針の中に載らなかったのは大変失礼かと思いますが、そういった気持ちはしっかりと汲んで具体的には打ってきておりますので、特に、今回の給食の問題で、こういった食品ロスがないような動きを作っていきなというふうに考えておりますので、そこらを随時、実際の検証をしながら、今後の対応を刻々とPDCAサイクルを回しながら対応していきたいというふうに思います。

それから、2点目の新畝橋の件と東駅ですか、仮称ですが、これは議員の思いは、しっかりと気持ちは分かります。そういったところは、私も住民の方々の御意見、要望、そういったものも当然調査しないといけませんし、それから、企業関係の方々の御意向等も調査しないといけませんし、かつ、一番大事なものは、新しい駅ができるのは、その人口動態がどのように変化してきているか、その検証と同時に増えていく過程の中の新しい駅というのは、交渉のときにも非常に見やすくできるかとは思いますが、実際の海田市駅乗降者を分配するような駅ということになれば、JRの方もいろんな意味で検討をしていく課題となってくるというふうに思いますので、今、東の方の動きを、しっかりと、人口動態を調べていく必要があると思いますし、議員、実際に感じられているとは思いますが、この東地区におきましては、世帯の動き、また人口の動き、随分変化してきておりますし、この4年間においては第1期のオンリーワンの戦略の中にそういったところの人口が増えてきてる、これも間違いのないことだと思いますし、かつ、西側においても、同じようにマンション系の動きの中に人口動態が大きく変化するという2本の柱が今できつつあります。

だから、一番大事なのは、その人口動態をしっかりと検証しながら、この駅が必要であるかつ住民さんのニーズ又は企業さんのニーズ、そのほかのいろんな方々のニーズをしっかりと把握することの重要性と、今後の課題解決に向けては、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。一番大事なのは、学校とか企業からの要請もしっかり今聞いております。その実情を踏まえながら、これにはしっかりと取り組んでいくという考えでございます。

○議長（桑原） 住吉議員。

○8番（住吉） 8番、住吉です。5点ぐらい聞いてまいります。

佐中議員も質問されておりましたが、海田町を取り巻く諸情勢、こちら、やはり新型コロナウイルスですが、確かに対策本部は立てられました。が、今後更に拡大していった場合、どうされるのか、その方針が見えないのでお聞かせ願います。

そして、同じく諸情勢で、金融資本市場の変動の影響の対策、こちらで町長は通商問題をめぐる海外経済の動向とおっしゃっておりますが、今、新型コロナウイルスによって景気が悪化しておりますよね。盛んにニュースは、リーマンショック以来の株価の下げ幅、下がると言いますが、リーマンショックのときは5か月掛けて下がった株価、この1週間で下がってるんですよ。昨日、G7の会合が開かれましたし、FRBも金利引下げを表明しましたが、全て裏目になっている。そういった流れ、当然、海田町も今後景気の悪化の影響を受けると思いますが、それに対する対策が何も述べられておりませんが、お考えをお聞かせ願います。

続きまして、7ページ、佐中議員も先ほど述べられましたが、尾崎川、県の方では排水機増設、そして町の方も独自の浸水対策を行う。今年度、基本設計をやって、来年度、詳細設計、これは大変ありがたい話ですが、やはり数年掛かります、町の方も。県の方の事業は、まだいつやるかさっぱり分からない。そんな中において、じゃ、尾崎川流域に住む住民の方々、その間、どうしたらいいのか、町はどう対策を取るのかという点についてお考えをお聞かせ願います。

続きまして、22ページ、こちら南道路について触れられておりますが、今現在、南道路予定地沿線、朝夕大渋滞です。ここ数日は学校が休みに入ったり、あるいは時差出勤、テレワーク等で交通量が減っておりますが、保育所、小学校、中学校、高校が集中している地域において、登校時間帯に、毎朝大渋滞、数珠つなぎです。尾崎橋の交差点なんて無理やり右折車が突っ込んできて塞がれたりします。そんな中において、町長は南道

路ができるまでの間の対策、どのようにお考えなのでしょうか。

最後、25ページ以降、各地区におけるまちづくり、述べられておりますが、述べてることとその詳細の中身がちよっと違うんですね。代表的な例で言いますと、27ページの海田南地区、豊かな自然が息づき、住み良さと元気あふれるまちづくりを進めてまいりますと述べておきながら、三迫の道路改良と橋りょう修繕工事しか述べてないんですよ。南地区というのはすごい一番広いエリアです。にもかかわらず、町長の考えは三迫だけなんです。これ、あくまでも一例ですが、この各地区におけるまちづくり、町長はどのように考えているのか、根本的な部分のお考えをお聞かせ願います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）第1点目ですが、新型コロナウイルスに対する対応を施政方針になぜ盛り込まないのかというように言われております。その中に、今後の対応をどのようにしていくかという質問だったというふうに思います。基本的には、これは随時対応、これはもうせざるを得ない、行動計画に基づいて随時対応していくというスタンスは変わりません。そのためにタイムラインを作りながら、その行動がどのように動いていっているかを検証しながら、常にPDCAを回しながら対応していくということでございます。それで、御理解をしていただきたいというふうに思います。

それから次に、経済の腰折れという形の質問だったというふうに思います。新型コロナウイルスによって経済が悪化してくる傾向にはあるかと思いますが、それが現実どこまで動いたかは、まだその過程の中にございますので、本町においてもそれを把握しきれません。そういった中の動きの中で、まちづくりは当然連続性の中にございますので、途中でこれは止める、あれを止めるという訳にいかないと思います。特に、議員の方々のいろんな要望等もございまして、そういったところをしっかりと織り込んで、その施策の中に織り込みながら、今、実施計画等含めてやってきているというところでございますので、それは最善の努力を図りながら進めるべきというふうに考えております。

それから、3点目の尾崎川の問題でございますが、基本計画から実施設計の方に入っていくという御理解をいただいているというふうに思います。まず一番大事なものは、やはり検証です。どれがどのような形で影響を与えるかというのが一番大事なところですから、そのポイントを踏まえて実施を進めていく。その中には優先順位を決めながら、どこのポイントにまず当てるのかというのが、本来の実施設計に行く過程の話だというふうに考えております。それと尾崎川の対策の並行、尾崎川ポンプの増強、当然の。そ

れから、尾崎川ポンプに関しては、河床、床を下げていくということもございますし、においの対策等もございます。そういったところは、2級河川の尾崎川においては県の方の要望、本町におけるものは具体的にその対策を講じていくというふうに考えております。

それから、4点目は広島南道路の件でございますが、東広バイパスが令和4年度に完了するというふうに国は言ってきておりますので、その間の、どのような形で進めていくか、その東広バイパスが開通すればどのように緩和していくかも見据えないといけませんし、かつ南道路が実際にでき上がる過程の中の期間、そういった期間の動きも当然考えていかないといけないというふうに思っております。その道路における道路形態も含めながら、いろんな情報を取りながら進めていくというのが大きな方向性だというふうに考えております。その中で、実際、交通渋滞をどうするのかということでございますが、これらはやはり警察等を含めながら、いろんな研究会を持ちながらやっていかないといけない。情報入手しながら進めないといけないというふうに考えておりますので、そこらは随時対応できるように進めていくというのが大事なポイントだというふうに思っております。

それから、最後、オンリーワンの戦略の中に南地区には1個しか入っていないということではございますが、基本的には後期5か年の計画、その中に盛り込んだオンリーワン戦略の中に述べておりますので、そこで御理解をしていただきたいというふうに思います。それで、来年度が最後の年度でございます。5計の最終年度でございますから、これにKPIをしっかり定めておりますから、その達成に向けて最善の努力をしていきたいと思っております。それと、もしそこで実現できないようなものがあれば、次の10計に向けて、しっかりと取組を盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）新型コロナウイルスの話ですが、確かにせざるを得ないし、タイムラインも作りながら、それは当然だと思いますが、じゃ、海田町は国の方針を受けて動くのか、それとも先回りするのか。今回、国の動きを見てたらあまりにも後手後手ですよ、何もかも。春節前に入国制限しときゃ良かったものをせんかったらこんなざま。全校一斉休校にしたってそうですよ。その日の午前中の政府の対策会議で何一つ全校一斉休校と言葉出ていなかったにも関わらず、夕方6時半になって、各自治体に通知を出す前に報道する、記者会見する。何でかいうたら、前日に北海道が一斉休校したから。政府が今、

後手後手の対策に回ってます。PCRの検査数にしたって、チャーター機とクルーズ船を除いたら、まだ2,000件もやってないんですよ、国内で。その中でも200人近い方が陽性反応が出ている。言い換えれば、感染者が抑えられてない。感染者がまだ見つからないだけ。広島県もそうです。町長、先ほど八十数件と言いましたが、そのうちの3分の1が月末の3日間ぐらいで検査した数なんです。だから、広島県も感染者が出てないんじゃない、見つからないだけ。今朝も山口県で1人出ました。そういった中において、対策本部は、確かに立ち上げました。あの一斉休校のどたばたにおいても、翌日にはもう児童クラブで受け入れるというふうに発表されました。その点においては非常に優秀なとこだと思います、海田町は。ただ今後、感染拡大した場合、国の方針指示を待って動かれるのか、それとも、北海道の知事や、あるいは千葉市長、全国各地の首長のように先回りして動かれるのか、どちらでしょうか。

続きまして、金融資本市場の変動の影響、別にこれ、私、事業を減らせとかそういった意味で言ってないですよ。リーマンショックのときを思い出してください、町長。あなたも議員でした、私も議員なりたてでした。リーマンショック直後。あのころの海田町、人口がたがたに減っていったでしょう。なぜか。不動産価格が高いから。実際、大昔、私、不動産仲介の営業をしておりましたが、分譲マンションや住宅を買っても、しょっぱなのボーナス払いで万歳する人、多いんですよ、不景気のときは。海田町は今住宅着工数増えてるといっても、手放す方も出てくるかもしれない。あるいは、今現在販売している分譲マンションだって売れ残りが出るかもしれない。というか、既に出始めているようなにおいもしますが、そういう中において、町長は、やはり、これも国が手を打つまで何もしないのか。当時の町長、そうでしたよね。国の緊急経済対策を受けて補正予算を組む。あの頃、何度も急に議会運営委員会を開いたり、臨時議会も開いておりました。受け身に立って動くのか、それとも能動的に動かれるのか、お聞かせ願います。

南道路とまちづくりの方はいいんですが、尾崎川、私が聞いた趣旨とちょっと違う答弁が返ってきました。検証は確かに大事です。おっしゃるとおりです。ただし、事実として、豪雨災害の際、瀬野川が氾濫するおそれがありますと避難勧告が出されたときには、尾崎川は溢水していて避難できなくなっていました、南堀川町と堀川町。栄町もそうかな。そういった状況があります。ですから、町の方の尾崎川の浸水対策ありますね。それができるまで、あと3、4年掛かるとは思います、その間、何も対策をされないん

でしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田） コロナウイルスの後手ではなくて先手を打ちなさいというような御指摘だというふうに思いますが、先ほど申しましたように、見えない敵でございます。これはですね、これに向かっていくというのは、皆様の普段の、要するにその備え、これが大事。だから、今回、2日前に発信させていただいたこの放送は、本町、教育長と私、更には幹部職員も含めながら副町長を含めながら、そういった中で決めてきたことでございます。だから、よそをにらみながらというような話ではございませんし、その動きは、現実には、当然、一番最初は、総理の、要するに休校、この問題が流れたことが一因でございます。これは要請ですので、当然ながら地方自治体としても、その要請を受けて対策を講じるのは当然のことだというふうに認識しておりますし、それに向かっては最善の努力をするのは当たり前のことだというふうに思いますので、今、その最善の努力に向けて動いている。再三、繰返しさせていただきますが、やはり検証、それと情報の入手、これが一番大事なところだというふうに思っております。情報がなければ対策は講じられませんので、そこの方向で動いていくということで御理解をしていただきたいと思います。

それから、リーマンショックの件、これも当然、私も感じているところです。だからといって、それをそのまま受け入れておったんではどうにもなりません。ただ人口減少をただ認めながら、まちづくりを進めるということは考えておりません。だからこそ、この4校区に分けてオンリーワン戦略の中に、そこのまちの生かし方を作りながら、現実に見ていただければ、この4年間においては1,000人以上の人口増になってきておりますし、昨年末の結果で言いますと、自然増は81、社会増は79という、合計160の人口増も図られてきた。そういったことを踏まえながら、これ、自負しとる訳じゃございませんよ。そういったところを踏まえながら、検証しながら、かつ町がどのように動いていくかをしっかりと動態を見るというのが大事だというふうに思っております。日本の動態もそうですが、我が町の動態もきちっと踏まえながら、少し説明させていただければ、東地区においては約80世帯、二百何名の増も図ってきている訳ですよ。現実にはですね。だから、そういったところの結果は出てきております。だから、そこをいかに食い止めるかというのが大事であって、その社会情勢において、当然、影響を受けるのも当たり前というふうに考えておりますし、それは受け止めないといけません。だからこ

そ、その情報に基づいて次の対策を講ずるとというのが基本的なスタンスでございます。

それから、次の、尾崎川においては避難をどのようにするかということだというふうに思いますが、今、広島県において、水系を住民の方々に知らせることができるよう動きを、センサーを付けていく方向のもので、できるだけ早めの避難というのが大前提になってきますので、その情報提供は尾崎川だけではございません。その瀬野川においても、今はカメラと水位が同時に見れるような形がもう構築でき、情報も県の方で提供してきておりますし、本町のホームページでも提供できるタグを付けておりますので、一番大事なのは、そのハード整備の間、どのようにソフトでカバーしていくかというのが一番大事なことだというふうに私は考えておりますので、その臨場感ある今の状況を、しっかりと住民の方々に伝達し、普段の訓練の成果をできるだけそこで生かしていただけるような方向の総合防災訓練等も企画してまいりますので、そういったところを総合的に動かしながら防災には取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）勘違いされている。私、別に町長の実績を否定してる訳じゃないんですよ。

人口も増えております。特に若い方が増えてきてる、出生数も増えてる。これは大変すばらしいことだと思います。コロナウイルスの対策もそうです。本当に皆さん良くやられていると思います。国ががたがたなのに。だから、これまでの行動は私は否定してる訳ではない。非常にすばらしいと思います。町長以下執行部の皆さんの働きは。ただ今後です。新型コロナウイルスもそうです。昨日、2日か1日の厚労省から全国への自治体の通知をちょろっと読んだんですけども、県内で感染者が出た場合、都道府県は全市町、市町村、医療機関等と協議会を作ってどうのこうの、感染者の搬送においても自衛隊の協力を仰ぐどうのこうのと言っておりますが、私からしたら、出てからそんなことをしても遅いですよね。出る前にもう動きを作っとかんと。極端な話、職員から感染者出たらどうするの、幹部職員から。自衛隊内部から感染者が出たらどうするの。この国の政府がどうしてもこの手のものを後手後手にならざるを得ないんですよ。佐中議員が先ほどおっしゃってましたが、NBC兵器云々かんぬん。よその国は生物兵器が使用された場合の動きなんかちゃんと作ってます。この国ないでしょう。新型ウイルス対策ぐらいで。自衛隊にごく少数の特殊武器防護隊があるぐらいで、あと、まともに動ける組織もなければタイムラインも国にもない。何もないんですよ。国もこれから感染拡大した場合どうしようかというのを考えていくと、総理は言っていますよね。ということは

何も考えてないんです、政府は。そんな中において、町長は、しつこいくらい聞きますよ、先回りするのか、国の指示を受けて動くのか。地方自治法の第1条に書いてますよね。地方自治の本分は住民福祉の向上、そうであるならば町長は、先回りして動くのか、それとも国の指示を受けて、それから検証して動くのか。

経済もそうです。もう目に見えてるじゃないですか、景気が悪くなるの。消費増税で消費が落ち込んだとこへ持ってきて、このコロナウイルス騒動。既に観光業界がたがたです。飲食店もがたがたになり始めています。もちろん、旅客運送業も。何もかもが今がたがたになってきているんですよ。消費も落ち込んでということは製造業にも影響が出てきます。海田町が影響を受けない訳がない。もう目に見えてるじゃないですか、景気が悪くなるの。リーマンショックとは違いますよ。バブル崩壊とも違います。もう景気、悪くなりますよ、目の前に来てますよ、それが。検証云々じゃないんですよ。そこを、同じことを言いますが、ここも町長は、実際にそうなってから、あるいは国から補正、お金が降りてきてから動くのか、それとも先回りして何らかの対策を立てられるんでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）1点目の今後のコロナウイルスの対策、先回りするのかという質問だというふうに思います。このタイムラインを作って、これは一昨年7月豪雨において、本町にそういったタイムラインの導入がなかった、私も日記等記録をしていきましたが、それに関わるような情報がきれいにリンクできてなかったところの反省を踏まえて、今回のコロナウイルスにおいては、しっかりとそのタイムラインを作成しながら、その情報がどのような形で提供されてきているか、それをしっかりと把握する、これが一番大事なことです。この情報なくして対策は講じられない。これ、一番なんです。だから、今はそのタイムラインによって行動を明らかにしながら、住民の皆様には、特に学校教育においては休校という措置を取りながら進めてきているというのが現状でございますし、それに刻々と随時対応できるように、本町の医療機関又は介護施設、老人施設関係、高齢者の方々がおられるところに関しての動きもしっかりと調査しながら、今、どのようなものが不足しているのかというようなことに関しても対策を講じてきておりますし、各々そういったところのきめ細かい対策はしっかりと取っていきたいというふうに思います。一番大事なものは、まず予防です。クラスターをいかに少なく防げるか。これはもう国が言ってきていることですし、他府県においても同じことだというふうに思い

ます。集団発生から集団発生に結びつかないように、できるだけ封じ込めをするというところがこの新型コロナウイルス対策の大事なポイントだというふうに考えておりますので、それに向けて全力で取り組んでまいります。

その次に、リーマンショック以上の景気の腰折れが起きるのではないかというような質問だったと思います。それに対して、先行するのか、後手に回るのかということでございますが、一番、今回の出しておるのは、新畝橋もそうですが、そういったところの交通ネットワークはしっかり充実させるというのは、まちづくりに大事なポイントです。言い換えれば、私も基本的に、道づくりやまちづくりというような観点の下に、この4年間もしっかり頑張ってきておりますし、そのネットワーク網の構築の中に、人口がどのように動いているか、これを常に検証しながら増やしてきている現状でございますので、そこをしっかりと、後手に回っているのではなくて、先手を打っている状況であると思っておりますし、これは、本町だけの施策で景気が全体的な底上げできるというようなものではありません。できるのならば、いつでもそういった形を打っていきますが、これは全体の景気の中の、メーカーも含めた、中小企業も含めた、それから、食品関係の販売も含めて、そういったところもしっかりと認識しながらやらないといけないし、本町はたまたま七つの大きな店舗が点在している。これも暮らしやすさの大きなポイントだというふうに考えておりますので、一番大事なのは先手を打っていくのは、暮らしやすさをいかに実現するかというところが、一番大事なポイントになるというふうに私は考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）いくつか出ておりますので軽く言いますが、今、町長も言われましたね。道づくりがまちづくりとかいうことで、畝橋でございますが、これ、先ほど来、出ておりますがね。道路の橋の基本設計、もう遅いんじゃないかということを言いたい訳よの。もう実施設計に入ると、いきなり。そういうとろとろ、道路の整備やらね、今から道路の設計やらね、まちづくりにならん。もっとエンジンをフル回転させてね、もう実施設計まで入れ、あるいはもう工事を発注しろというぐらい言いたい。本町の単独事業で、それぐらいやらないとね、まちづくりにならない。そのように23ページにも書いておりますが、国信橋北詰めの道路改良、そんなもんじゃ駄目よ。全部架け替える、抜本的にやり替えるいうね、そういう考えで進めてくれないと、まちづくりにならないと思うが、その辺についてどうなのか、その必要性というか、橋の改良じゃなしに架替えということでお

尋ねをします。

それから、もう一つはね、このコミュニティバス、22ページにあるんじゃないけどね、小型化して何とかいうことでやっとなるがね、単なるね、失礼なことを言うけども、空車の定期巡行、こんなようなことじゃね、交通弱者の救済にはならない。どうすりゃいいんか。本当に必要な時間に必要な人が必要な場所、どうやればいいのか。ここでは2ルートにして、小型化して、利用の度合いを精査して見直す。非常にいいことかも分かんけども、これはね、過去にもずうっと言っておりますが、もう畑の谷、新町、桜が丘、今、三迫の三丁目が若干、そういうことでね、利便性が確保されましたが、どうも今一つ足りない。本当に町民のそういう利便性ね、いうことを考えるときには、もっと突っ込んだ検討をすべきじゃないんか。非常にもう考えが浅いというか、そういうんでね、先ほども言いましたように、単なるルートを作って、今も言うた、失礼なことを言うが、空車の定期巡行、そんなもんじゃ、交通弱者の救済にならない、その辺のことについてどう考えるかということ。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）1点目の新畝橋に関わって国信橋はどのようにするのかということですが、基本的には今までの施策の連続性の中に、隅切りはまず県に要望してきておりますし、これの計画も動いておりますので隅切りをまずするという、それによって、歩行者の安心・安全を守っていく、それが1点目。それからもう1点は、レーンを増やすということですね。これも今、県の方に要望をかけて、今動いている状況でございますので、あそこの国信橋のところの道路の拡幅、畑賀に向かったの道路の拡幅を進めていき、レーンの増強により、そこの渋滞を緩和していく、かつ、そのことによって安心・安全を守っていくというふうに考えております。

それから、2点目のコミュニティバスの関係ですが、これは今回の提案の中にも御説明させていただいておりますが、そういったところの交通の利便性、これをしっかり図っていくという考え方を新たに織り込んでおりますし、それと並行して交通網計画、これも実際に並行して動かしながら、この道路の形態網をどのような関係で進めていくか、その結果、今、私らの望んでいるところは、いかにそこに利便性が培われ、それによって人口が増えていく、そういったところのシェアも観点に入れながら、今回の2ルートという提案をさせていただいているというところでございますので、基本的には網計画の中に織り込みながら、その中にはマスタープラン等の意見も横目で見ながら、その計

画を進めていくというふうになっておりますので、そういったところを踏まえながら、この2ルート案の方で議員の皆様にご理解していただきながら、来年度においてはできるだけそれが実施できるように、かつ、先ほど住吉議員の方からございましたように、人口減少をやはり下げていかないように、その対策を講じていき、全体的な増収、税収減につながればサービスの減につながっていきますので、一番大事なポイントは増収を、税収をいかに担保しながら、今の福祉サービスを含めながら、そういったところの増強を図っていくかという総合的な観点の下に物事が動いていくというふうに考えておりますので、その点で御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 7番、下岡です。1点だけ。9ページ中ほどの避難行動要支援者の支援につきましてでございますけれども、これにつきましては、最新の情報を提供し共有するシステムを導入すると。これによって名簿作成の自動化等避難行動要支援者各種情報を適切に支援体制の充実を図ってまいりますという、こういう表現になってる訳なんですけれども、充実という以上は、既にそういう体制ができ上がって、より良くするという意味に取られる訳なんですけれども、過去の、私なんかも一般質問では、まず第1段階で、自主防災組織等の協議をして、その方向性等について御理解いただいて、そういう方向で進めることの御理解をいただく、同意するという段階であるというふうに認識してたんですけれども、もうこれだと、次の同意ができて、次の第2ステップに進むというようなイメージの表現なんですけれども、まず、その第1ステップ、自主防災組織等で十分協議して、その方向性なり何なりやることについて同意が得られたという認識であるのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 下岡議員の要支援者に対する情報を各自治会等にどのような形で提供されているか、その実態が今薄いと言われておるといふ。違いますか、その理解がされていないというふうにお伺いしたんですが。

○議長（桑原） もう一度、下岡議員。1回目。

○7番（下岡） 私が聞いているのは、過去の執行部の答弁は、まず第1段階で、自主防災組織にこの避難行動要支援者の名簿等を提供して、どう取り組むかということについて理解していただくということだった訳です。というのは、四十いくつかの自治会の中で、まだこの名簿すら受け取っていない自治会がたくさんあるから、そういう意味で、名簿

を提供してやっていきたいと思いますという合意を形成すると、それがまず最初の段階だと。その段階だといって答弁しとる訳ですよ。総務部長なんかですね。それが、だから、そういう段階は、第1段階はもうクリアしたと考えるのかと聞いていますよ。ここへ書かれているのはもう2段階のことでしょうと。表現も支援体制の充実となっている訳。充実と言う以上は、既にあるものをより良くしていく、それが充実ですよ。まだ合意すらされてないんじゃないかというて聞いてるんですよ。

○議長（桑原）分かりましたか。よろしいですか。町長。

○町長（西田）要支援者の情報提供でございますが、45自治会において26提供させていただいておりますし、今、予定に入っているのが1自治会がございます。だから、半数以上が現時点では提供させていただいております。ということは、基本的に全部が、全自治体が提供を満了しないと行動はしないという考えではございません。提供できるところを提供しながら、そこの対策を講じていく、これが大事なポイントだというふうに思います。だから、全てが、ステップが完了して、次のステップへいくという形をとっておれば、先ほどから出ておりますが、遅れを取るというふうに考えておりますので、先手にその対応していくためには、今の現状、配らせていただいている中の動きもしっかりと並行して確立していくというのは大事なポイントだというふうに思います。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）例えば、この個別計画の管理とかなってますけれども、この個別計画についても、私、過去一般質問で、これを、例えば自治会なんかにも名簿を出されて、個別計画を作れと言われてたって無理ですよと。だから、福祉部門、ケアマネジャーなんかと連携して作るべきじゃないですかと言って提案したんですよ。そしたら、総務部長がそんな個別計画よりも、今言うように第1段階のこの合意の方が先だ、協議をやっていくんだと、まずはねと聞いて答弁してるから、今聞いたら、45のうち27、8、半分ちょっと超えたぐらいじゃないですか。そんなほかのところは積み残していいと町長は言ってるけどもやね、そりゃ、困るでしょう。全町ですね、避難行動要支援者というのは全町的におられるのに、一部地区だけやってあとは知りませんと、そんな政策があっただけですか。それが、例えば9割とかなつとるなら別ですよ。こんなね、一部は積み残してもいいみたいな発言を町長は平然とされるけども、問題じゃないですか。どうなんですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）名簿が提供されてないところを置いていくという話は、私は一切しておりません。当然ながら、それを提供できるように努力は今しているところでございますし、並行してやらないといけない。言い換えれば、自分の命は自分で守っていただく、これも大事なことですし、我々自治体もそれを補完することも非常に大事なポイントでございます。だから、そこを踏まえながら、今回の災害において、自助・共助・公助、国においても、県においても同じようなことを言われております。避難をいかに早くしていただくか、それが町民の命を守る行動につなげていきたいというのが、もう大前提でございますので、その中でできることをできるだけ早く打っていく、その模範、規範ですね、のところを、次のステップに展開しながら、より、この名簿を、要するに受領していただきながら、その次の対策で協働に活動できるような体制づくりをしていくのが一番大事なポイントだというふうに考えておりますので、今回の提供してないところの実態に対して、一切何もしないという考え方は毛頭ございません。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今ですね、45か、のうち27、8しかいってないと、何でいかないかいうのを考えてますか。自主防災組織なんかの名簿を出してから、あと、あなたたちが考えみたいなスタンスだからですよ。だから、それをね、解決するために、ケアマネジャーなんかを入れて。この避難行動要支援者の状況が一番良く分かってるのはケアマネジャーじゃないかと。それなら、そのケアマネジャーを入れてやれば、個別計画を作るにしたって何にしたって、もっと知恵が出るでしょうと。そういうことをやれば、その受け入れた27か何かだけじゃ、どうやっていいか困ってる訳ですよ。受け入れてないところだあって、どうやっていいか分からないから受け入れられない訳でしょう。その解決するのに、そういう提案をしとるのだから、それを提案する前に、まず協議が先だと言ったのはあなたたちじゃないですか。具体的に問題を進めようとしてる気があるのか。あなたたちはね、考えてるのは、ただ、法的に今の避難行動要支援者リストを作ってから、名簿化せえと国から言われているから名簿を作ったと。それを自主防災組織や民生委員やなんかに出したら終わりだと。そういう発想があるんじゃないですか。だから、ここにそのシステムの充実だとか、名簿作成の自動化、定期的な更新、地図情報のとかですね、これ、次のステップでやることですよ。まず、どういうふうにして、災害弱者、避難行動要支援者に対してやっていくかと。そこをね、抜本的に考える必要があるとって提案しているのに、今の福祉部門との連携はどういうふうに検討するか言ってますけれど

も、検討したんですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）議員の御指摘の名簿作成から定期的な更新、更には地図情報、当然、情報の連携、これらを福祉保健部からの情報に対しても、同じような情報を受けながら、名簿を常に刻々と更新しながら、そういったところを災害時の安否確認等に連携していくというのが大事なポイントだというふうに理解しておりますし、その支援者をいかに守っていくかということは大事なポイントです。だから、そこに向けて、今、取り組んでいるところでございますので、名簿提供においても、皆さんしっかりと活用していただくように、しっかりと説明をして、自治会の方々に、その御理解の下に活用をしていただくように鋭意努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（桑原）ほかにございますか。岡田議員。

○11番（岡田）1点だけ。コロナのこともそうなんですけれども、地方財政計画についてちょっとお伺いいたしますけれども、地方財政計画で防災減災対策でこういうふうな予算が割り当てられと思うんですけれども、それで、町長は、災害に対しても、生命財産を守るというふうなことをずっと言っておられますけれども、生命を守るということは避難行動とかそういうものをいち早く行ってもらうということになると思うんですけれども、財産ということになると、やはりそれなりの、どう言うんですかね、ハードの整備というふうなのが必要になってくると思うんですけれども、この新規事業を見ても、ソフト面の整備いうんか、予算いうのはかなり掛けられておるんですけれども、ハード面の整備いうか、そういうふうなものはどういうふうになっていくのかをお尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）ハード面のお話でございますが、まず一番に、今の現状からすれば、一昨年の7月豪雨、洪水と土砂災害において痛みを受けました。それに対してその対応をしっかりと今、えん堤等を含めながら、整備を県にまた国に要望しながら増設をしていくところでございます。それと同時に、まだ残したものが随分ございます。地震対策もそうです。それに対して、津波対策もそうです。そういったところのハードをしっかりといかないといけない。だから、次の段階においては高潮対策、それから、津波対策を含めて高潮対策、これも要望の一環として優先順位を上げて進めていく。特に、海田の沖におきましては護岸の耐震化が非常に脆弱でございます。そういったところをしっかりと

りと確認をしてきておりますので、それらを県、国へ要望しながら、その対策を講じ、かつ、瀬野川においても、今回、越水したところもございますので、それらの検証を含めて、その対応をしっかりと取り組んでいきたいというのが、今の現状でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それで、災害を受けた、例えば河川とか急傾斜地いうんですかね、そういうふうなところの災害を受けたところの復旧、それは当然そうなんでしょうけども、そのほかに危険箇所というのはまだまだいっぱいある訳なんですよ。その対策をどういうふうにするかというのを伺いたいんですけれども。

それと今の、例の防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急計画か、これが、令和2年度、来年度ですね、3か年で終わるんですけども、そうなってくると、やはり県とのいろいろな対応があると思うんですけれども、今まで、計画的にやろうと思ったことが予算的にも難しくなってくるのではないかと。まだまだ、今、町長、ようけようけあると言われたんですけども、そのとおりだと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうな、多分、この地方財政計画のこの予算そのもの、そんないつまでもいつまでもどんと増えていくというもんじゃないと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうにご考慮されるのでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先、結論から申し上げたいと思いますが、地方財政計画に関してはしっかりとプライマリーバランスを含めながら、運営できるような計画にしていく所存でございます。その中に、先ほどから幾度も出てきておりますが、人口減少によって税収が損なわれてくるということが大きなサービスの低下、住民さんのサービスの低下につながってはいけないということから、税収の方もしっかりと考えていくというスタンスでございますし、先ほどのハードの計画に関しては、これは計画的に進めていく方向しかございません。限られた財源の中に優先順位を決めながら、その対策を講じていくということと、先ほど3か年と言われましたが、これは復旧に関しての3か年でございますから、復興に向けての動きもしっかりとそこに組み入れながら、復興予算もしっかり取れるような計画書、これを提案してきておりますので、それらを含めて、しっかりと復興の方に向けて、今までの状態よりも更に進化するハードにしていくというのが狙いでございますので、そこに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それと、先ほど来から、議員が、コロナのことなんですけれども、やっぱり、町の方針がね、今報告を受けて検証するんだと、それは結構なんですけれども、町の方針そのものが見えない訳なんですよね。多くの議員がそういうふうに言われたんですけれども。例えば、端的に身近なところで言うたら、私たちが2月5日に申入れをしたんですけれども、そのときにマスクはもうほとんどどこにもなかったんですよね。もうそれ以前からもなかったんですけれど。それから、1か月ぐらい経つんだけど、いまだにないと。今、国がどっかで買い上げて北海道とかいうふうなことで、この前か、いつでしたか、1週間か2週間ぐらい前かね、WHOが健康な人はマスクをしなくてもいいですよみたいな方針を、指針いうんですかね、そういうふうなのを出す。それじゃ、例えば、身近なところでどうすりゃいいんかと、した方がいいんかせん方がいいんかというふうな、どうしてもそういうところに行き着くと思うんですけれども、そういうふうなときに町の方針いうんか、そういうふうなのはある程度出すべきだと思うんですけれども、そういうふうなものも含めて、やっぱり、どうしたらいいか、かかった場合の改善をする薬が今ない訳ですから、どういうふうにしたらいいんかというのは、やはりみんな不安なんですよね。あるいは、今の小中学校の休業にしても、また同じようなことが言えると思うんですけれども、それに対してこの方針いうんか、行政報告というのはあくまでも報告ですから、やっぱり、町の方針みたいなものは何がしかで、町長が発信をされるべきじゃないかと思うんですけれども、そこのところ、多くの議員の方が尋ねておられるんですけれども、そういうふうなところ、発信をされるつもりがあるのかないのかお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほどから御説明をさせていただいておりますが、町といたしましては、新型インフルエンザ等の行動計画に基づいて対応してきているところでございます。それと、どのような対応が具体的にという、今、いろいろ、るる説明がありましたが、やはり初動体制においては消毒液又はそれに対する対応策、先ほどのところ、全部書き上げたものを各施設に張り付けておりますので、また、その変更がWHO等の変更がございましたら、そういったところの内容を変更しながら、随時、住民さんに提供を行ってきております。それともう一つは、咳のエチケットですよね。マスクするだけではなくて、咳のエチケットというような表現で実際には行われておると思いますので、ハンカチ等も含めまして、そういったいろんな対策があるかと思っておりますので、大きな距離を離

すということもあります。そういったところをしっかりと住民の方々に留意していただきながら、この感染の拡大を防いでいきたいというふうに考えておりますので、その情報に関しても、刻々と、住民の皆様には情報提供を行っていくというところでございます。情報手段は、いろんな方法を取ってきておりますので、その方法を取りながら、町民全員にできるだけ配れるような情報提供を考えているというところが現状でございます。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）2番、小田です。13ページ、5番の子どもがいきいきと育つまちづくりの中ほどにございますかいた版ネウボラについてお尋ねをいたします。この中に新しくポピュレーションアプローチという言葉もございます。新しいことにいち早く挑戦される、取組をされる町長の施政はすばらしいものだと思います。そして、この産前産後サポート事業として、多胎妊婦への支援、これについては明記がされておりましたが、どのようにお考えでしょうか。妊産婦への支援。

○議長（桑原）小田議員。もう少しマイクを立てて、大きな声で質問してください。よろしくをお願いします。町長。

○町長（西田）ネウボラ事業のことに関しての、特に妊婦に対する対応、多胎児の妊婦さんの対応ということでございますが、私のことを言わせていただければ、うちの娘も、長男も多胎児でございます。情報をしっかり入手しながら、いろんな苦労があるという話は聞いております。妊娠期から子育て期にわたるサービスを提供するというのがネウボラの基本でございますし、その中にはいろんな方法があると思います。妊婦さんのケア、それから、お父さん方の育児への参加、いろいろなものがございます。そういった多岐にわたる対応をしっかりと進めていくというのが基本でございますので、多胎児における具体的な対策というのは、まずは相談というのがまず一番だというふうに思います。一番不安に感じられるのが生まれた後の育児の対応というのは、これは十分理解できますし、それへの対応、また相談、これが一番大事なポイントだというふうに考えておりますので、まずはその相談の窓口から進化させていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。いろいろ聞かせてもらいました。まず、しょっぱなにお聞きしたいです。この施政方針演説、施政方針、どう読んでも、これ、予算の概要の説明でしか見えません。去年も一昨年もこれ指摘したと思うんですが、もう少し町長とし

ての施政、もっと見える施政方針にしていきたい。これはお願いです。あえて返答求めません。毎年、これを言わにゃいけんようになる、そういうことはやめましようや。それこそ、また同じようなことを繰り返さにゃいけんようになりますので、よろしくお願ひしたい。

それで、まず、本題の質問の方ですが、先ほど来、佐中議員、住吉議員がおっしゃられていることに関連するんですが、コロナウイルスの問題、特に、このしょっぱな、海田町を取り巻く諸情勢、ここの中に、町長は、次に広島県内の景気につきましては、生産の一部に弱さが見られるものの設備投資は前年度を上回る見込みとなっております、このように書かれております。だから、景気は良くなってるよ、ところが実際の今のコロナウイルスの関係で、景気が衰退していきよるのは確かでございます。これ、作られたのはもっと前に作られている訳でしょう。なぜ、ここを土壇場でこういうふうになっているから先行きは不透明になってきたということに書き換ええないんですか。もし書き換えることができないのなら、当然、ここに町長が言葉として付け加えるべきじゃないかと思うんですが、それについてどうなのか。それは施政ですから、今後の町政を、新年度の町政を生かすためのもんだから、当然、そこについて書き換える必要があるんじゃないか、それをやるべきじゃないかと思うんですが、それについて、これを先ほど住吉議員も佐中議員も聞かれたと思います。それについて町長は変化球ばかり投げて、直球で答弁をされておられません。だから、僕は直球で答弁してください。

次に13ページ、先ほど小田議員が質問されたところにちょっと関連するところがその上にあります。子育て支援計画に掲げる施策に全力で取り組み、下から4行目ぐらいから、地区担当保健師が継続的に、これ、新たな事業ですか。今まで地区担当保健師が当然担当を持って回っている訳でしょう。必ず今までも過去そうだったはずですが。1人の保健師がある程度しながら、これをあえて挙げなきゃならん理由って何かよう分かんないのて教えていただきたい。

次に17ページ、1人1台端末高速大容量ネットワークの環境等の整備、これ、昨日からいろんな御説明を受けてます。これ、町が単独でやるんですか。これ、政府の景気対策の問題でしょう。ここに挙げられて、ここまで言われるんなら当然そこに景気対策の結果っていう言葉を付け加えなきゃいけないんじゃないですか。僕はこれを読めば、当然海田町はそれ以上のものをするように見えるんですが、それ以上のものが何か教えていただきたい。

最後に、26ページの、先ほどから出ております新畝橋の架橋の問題です。基本計画策定、これは今まで我々も言ってきた話なので、一步前に進むことはうれしいことです。どの程度の計画を今から作っていくのかというのがはっきり見えなくて、それを作っていくことだろうと思います。だから、来年度、どこまでどういうふうにしていこうと考えておられるのか、また、当然これをしようとするれば、整備手法を当然並行して検討しなければならないと思います。その整備手法はどのような形で検討してまいるのか、お聞きします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）景気の問題でございますが、これは、やはり今回提示させていただいてるもののサービスを落とす訳にはいきません。だから、運用の中でしっかりとカバーしていきたいというふうに思います。

2点目、地区担当制の問題でございますが、保健師を導入して、各個人の対話の中に信頼関係を構築していくその中に情報をしっかりと相談できる形のもを構築するというのが新たな形でございますので、これが地区担当制のもでございます。

次に3点目、ICTの導入によって、GIGAスクールの話でございますが、これはインフラの、要するに、高速ネットワーク網の構築でございます。その後、当然、タブレット等を含めた端末の導入に入っていく、今後、将来予測されるICT社会の実現に向けて対応できるような人材育成というものを考えているというところが基本でございます。

次、4点目は、新畝橋のことでございますが、議員等いろんな形で今まで御指摘を受けながら、御提案も受けながら、これを進めることによって、町全体のネットワーク網をうまく回していけるような形態の構築と同時に、今回は一昨年7月豪雨を受けて、その避難路を確保するというのも踏まえた上の総合的な判断に基づいて、これを進めていくというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）町長、ちょっときちんと答弁に答えてください。まず、しょっぱな諸情勢、コロナの問題で景気が変わってきている、それをあえてここに入れられなかった、だから、最初に作ったから放っとくんじゃなくて、情勢が変わったらこれを書き換えるなり、言葉として修正する必要があったんじゃないんですかとお聞きしとるんですよ。対応どうのこうの聞いとるんじゃないんですよ。ここに、情勢の中に景気が変わってきてる可

能性があるという文言をつけ加えるか、この町長の施政方針の中に書いておりませんが、そういう問題が出てきております、今後についてはそういうことを検討しなきゃならないことを付け加えることができなかつた、なぜできなかつたんですか。作つたら作りっ放しじゃなくて、その情勢に応じて直す必要があるんじゃないんですかとお聞きしとるんですよ。これが1点目の質問。

2点目については、ちょっと僕と認識の違いがあるので、これ以上は言いませんが。3点目、ICTのこの問題。これ、国の景気対策で来た予算を使ってやるんじゃないんですか。海田町が単独でやるんですか。海田町が単独でやるんだとしたら、国から来ている景気以上のことは何をするんですかとお聞きしたんです。理解していただきましたか。国が方針を出してきた、景気対策で急きょ出しましたよね。各生徒にタブレット1台かな、PC1台、その方針以上のことをするんですか。そういうふうにとれますけども、それ以上しないのであれば、ここに景気対策に基づきという言葉をつけ加えるべきじゃなかつたんですかとお聞きしとるんです。これだと、どう見ても、それ以上のものをするように見えますが、それはどうなんですかということです。

3番目、僕が聞いているのは、何で作るか、こう作るかと言つとるんじゃないくて。整備手法も今から検討されるんですか、その検討はどういう形でするんですかとお聞きしています。あくまで整備するための方法。当然、基本設計をやるということは整備手法も併せて検討しなきゃならんと思います。例えば、県にやらすとか町が単独でやるのか、補助金をどっかで引っ張ってきますとか、そういうのも検討するんですか、検討しながら一緒にやるべきじゃないんですかとお聞きしたんですよ。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）まず、先ほどの4点目のところの新畝橋の整備手法でございますが、これは、当然ながら、今の架けている橋に、当然、水面からの高さというのを十分確保できるような形態の手法で進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、ICTの関係でございますが、これは議員、言われたように、国の補助金を受けて行うものでございますが、やはり、国としては国際的競争力をいかに高めていくか、その過程の中にこういったところの育成をしていかないといけないところはある。特に、本町においても、当然、私も認識しているところでございますが、高速ネットワークによつての教育の情報提供の品質向上、そういったところをしっかりとりたいながら、国際競争力に耐えられるような人材育成というものを考えていくというのが大事なポ

イントだというふうに思っておりますので、その方向の中にこの教育も進めていくということでございます。国の方針と同時に、本町もできるだけそれを先駆けて、広島県に先駆けるような、そういったICT教育ができるような町に進めていきたいというふうに考えております。

それから、予測できるのではないかとということでございますが、その中に今回出させていただいたのは、基本的に統計に基づいてその動きを織り込みながら、今回の施策を考えて提案させていただいておりますので、そういったものを織り込めば織り込むほど、サービス量も抑えていかないといけないような現状は出てきますので、そういったものの税収の、基本的に、今、見込める税収の下に、サービスの提供を今回の中に盛り込んでおると。同時に、将来的にはそれは当然変わらない問題でございます、いろんな意味で、あ、変わっていく問題だというふうに考えておりますので、それはその都度PDCAを回しながら考えていくというスタンスは変わりはありませんし、来年に向けての10計の中にはしっかりとそういったものを踏まえながら、前期5計も計画を進めてまいりたいというふうに考えております。そういった結果から、行政報告で説明をさせていただいている内容でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）苦言は言いたくないですが、町長、僕は、聞いていることと全然違う、もう、すれ違いどころじゃない。それこそ海田市駅出発して、呉線、呉の方に行くんと西条に行くんと、全然別の路線走つとるじゃないですか。質問に対してきっちり聞いて答弁してください。最初から言つとるのは、ここのこの文言じゃなくて、今のコロナウイルスの問題をここまで緊急に来た以上、書き加える必要があったんではないですかと、書き加える必要がないいうならそれでいいです。情勢が変わってきた以上、取り巻くこの諸情勢というところに加える必要があったんではないんですか。これは僕だけじゃない住吉議員も佐中議員も同じことを聞かれてるんですよ。全然今まで、全部で9回ぐらい答弁していますが、一度も答弁されてないじゃないですか。それこそ、今日、朝の新聞に載った話じゃないですが、議会に対して丁寧な説明している、その理解ができないんで、理解ができる前にその答弁をしてないじゃないですか。それ、失礼じゃないですか。私が聞いたのは、ここになぜ入れなかったのか、作ったら作りっ放しじゃなくて、情勢が変わってきてるんですから、ここに入れるか説明する必要があったんじゃないんですかとお聞きしたんですよ。それに対して、町長、何も答弁してないじゃないですか。入れ

る必要がないというならそれはそれでいいですよ。それは町長の考え方ですから。入れる必要があったんじゃないんですかとお聞きしてるんですよ。どうなんですか。きちんと答弁してください。

それから、畝橋の問題にしても、整備手法、整備する高さとか構造を聞いてるんじゃないですよ。整備の手法、要はお金をどこから持ってくるか、海田町が単独でもやりますというのか、できれば県に回すと思うのか、その検討をする必要があるんじゃないか、その検討に入るんですかとお聞きしとるんですよ。整備手法なんて、財源の問題ですよ。通常、我々が議会とか執行部が言う手法というのはあれじゃないんですか、財源のことを言うんじゃないですか。すれ違いはやめましょうや。きちんと答弁してください。お願いします。

○議長（桑原）宗像議員、ウイルスの問題と新畝橋の問題、2点答弁させていいですか。

○9番（宗像）はい、お願いします。

○議長（桑原）町長、2点答弁ください。町長。

○町長（西田）今回の諸情勢の中にこういったものも含まれているというふうに理解していただければというふうに思います。

それから、2点目。新畝橋の件でございますが、これは特定財源を含めながら、広く検討していくということでございますので、財源の確保もしっかりと見据えながら、今から進めていくというところでございます。

○議長（桑原）ほかにございせんか。玉川議員。

○1番（玉川）1番、玉川です。2点ほど聞かせてください。まず1点目、3ページに書いてあります豪雨災害の被災された方々への支援においてですが、災害時、またこのような大きな災害が起きた場合には、惨事ストレスケアというものが必要になってきます。遅発的なPTSDであったり、繰り返し、年2回ほど報道されます報道の映像などにおいて、心の状態が悪くなる方もいらっしゃいます。そこで、今後、また現時点において、専門家がいらっしゃるのかどうか。又は、助言をもらってこのような支援活動されているのかということについてお聞きいたします。

もう1点目につきましては、5ページに書いてありますまちづくりについてでございます。東部地区立体交差事業等、大規模な事業が行われるんですけれども、これは長期間にわたって工事が行われる事業だと思えます。進捗状況であったりだとか又は進める上で変化が起こったりしております。現時点においても、数回の変更があったことに関

して、住民の方から不安であったりだとか、自分のお家がどうなるんであろうかというような声が聞かれております。今までも説明会等を行っておられますが、これから先も、どんどん変化されていくこの事業でありますので、定期的、また持続的に住民の方の声を聞き、説明をする場を設けていただけるものでしょうか。この2点について御説明をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今回、被災された方々への支援、心のケアというのがちょっと質問に上がってきておりますが、心のケアに関しては、県のそういった心理士を含めた形の援助を受けて対策をしておると同時に、実際には保健師、それらで対応をしてくれている。また、実際の動きとしましては、今現時点では重点見守りが3、定期見守りが5、それから、不定期が27、あと残りは実際の相談の件数を、相談から外れてきているというような状況がございますので、八十何パーセント以上のものが今解決に向けて進んできているところが現状でございますし、そういった心のケアに関しても、しっかりと県と連携しながらそういったところを進めていくというところでございます。

それからもう一つは、まちづくりの東部地区連続立体交差事業の件でございますが、これは今もうJRの設計の方に至っておりますので、JRの設計が出てくれば、いろんな意味の附帯の関係も含めて、町がどのように変わっていくかというのが見据えていけるというふうに考えておりますので、その都度、皆様には御報告をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）ありがとうございます。東部立体交差事業については、今後もその都度、継続的に皆様への説明をしていただけるということでよろしくをお願いいたします。

1点目の専門家との連携ですが、県の臨床心理士会等と連携をしていらっしゃるということですが、どのように支援を受けているのか、詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）県との相談も含めて、それと、実際にこちらの方へ来ていただくような形のものが、もし要望があれば、そういった形のものも検討をしているというところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○1番（玉川）検討されてるということで実施はされてないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）当初の動きの中に、それを組み込んで実際に行っているというところがございます。

○議長（桑原）ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質問なしと認めます。以上で、施政方針に対する質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をします。再開は、11時10分。

~~~~~○~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

この際、日程第2、第14号議案から日程第6、第18号議案までを一括議題といたします。昨日の本会議において予算委員会に付託しました各案件について、委員長より審査の経過及び結果についてを報告を求めます。予算委員会、佐中委員長。

○予算委員会委員長（佐中）委員長の佐中です。予算委員会の報告をいたします。

予算委員会の審査報告、本委員会は令和2年3月3日付けで付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。付託案件及び審査経過についてはお手元にお配りをいたしました報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第14号議案から第18号議案までについて、全て全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。以上で、予算委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員会報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第14号議案、令和元年度海田町一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第14号議案について採決を行います。お諮りいたします。第14号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、令和元年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第15号議案について採決を行います。お諮りいたします。第15号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、令和元年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。第16号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、令和元年度海田町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第17号議案について

採決を行います。お諮りいたします。第17号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、令和元年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものでございます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。これより、第18号議案について採決を行います。お諮りいたします。第18号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。この際、暫時休憩します。再開は11時25分。

~~~~~○~~~~~

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第7、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。12番、多田議員。

○12番(多田) 12番、多田です。本日は3点について質問をいたします。

まず1点目、園児の安全ということで、昨年の大津での事故を受けて、各地で安全対策が進められております。本町での対策は進んでいるのでしょうか。保育園や幼稚園周辺をキッズゾーンに指定し、周辺の道路に注意喚起の文字やゾーン表示をしてはいかがでしょうか。

2点目、プログラミング教育等タブレットの整備。いよいよ4月からプログラミング教育が始まります。先日の新聞に、未だ体制が整わない自治体が中国地方に九つあるとの記事がございました。本町ではどのような状況でございますか。また、国においては、

G I G Aスクール構想において小中学生全員にタブレットを持たせる方針を出されていますが、できるだけ早く導入できるようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、水道事業の広域化。尾道市が広域化に参加しないとの記事がありました。本町も施設の老朽化とか配水管の更新とか、今後、多額の投資が見込まれています。しかし、県下でも安価でおいしい水を供給できる自治体と県用水を購入している自治体とは、料金や断水のリスクなど大きな差があります。先に発表された水道ビジョンでは、統合については検討課題とされていました。専門知識のある職員の確保など、メリットはありますが、料金が多少上がっても、単独の水道事業を維持すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、3点お願いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問の教育委員会の部分については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

まず、園児の安全についての質問でございますが、昨年の滋賀県大津市での交通事故を受け、町内幼稚園や保育園の事業者から園外での活動の際の移動経路や危険箇所の把握状況について調査を実施しました。その結果を受け、海田警察署及び道路管理者との点検を行い、必要な箇所には補修などの対策を順次講じているところでございます。また、各保育所や幼稚園に対し、園外保育時の移動経路の安全性や職員体制の再確認をお願いしております。令和元年11月に、国において保育所等が行う散歩などの園外活動の安全を確保するため、キッズゾーンが創設されました。実施に当たっては、周辺の実情に合わせて対応する必要があるため、道路管理者、海田警察署、保育所等と協議を行い、キッズゾーンの設定について検討をしております。

次に、水道事業の広域化についての質問でございますが、事業統合につきましては、統合した場合、専門知識のある職員の確保などのメリットもありますが、参加する事業者の割合や料金設定などの将来像が現段階では見通せないことから、来年度示される企業団への参加に係る基本協定案などの内容を踏まえて、慎重に判断しております。また、広域連携につきましては、本町の水道事業を維持していくための運営基盤の強化などといった課題を解決する手段の一つとして有効であると考えておりますので、広域連携などの体制の強化について、引き続き、検討をしております。

それでは、引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）多田議員の質問に答弁いたします。プログラミング教育についての質問でございますが、1点目の本町の状況については、ハード面においては全小学校パソコン40台を活用して実施することが可能でございます。また、ソフト面においては、教職員研修として各小学校での校内研修をはじめ、文部科学省、広島県教育委員会主催研修など、計画的に研修を進めております。2点目のタブレットの整備については、文部科学省が進めているGIGAスクール構想のロードマップに従い、令和2年度に小学校第5、6学年児童、中学校第1学年生徒、令和3年度に中学校第2、3学年生徒、令和4年度に小学校第3、4学年児童、令和5年度に小学校第1、2学年に順次導入していく予定としております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）では、再質問をさせていただきます。まず最初に、キッズゾーンのことでございますが、昨年の大津の事故を受けて町内を調査されたと思うんですが、この危険箇所の把握状況について調査を実施しましたとありますが、どの程度あったんでしょうか。この結果についてお伺いします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）昨年の大津の事故を受けまして、町内の各保育所等にお散歩の経路、それから危険な箇所について抽出をしていただきました。その中で、海田警察、それから道路管理者等々と合同で点検を行いまして、町内に2か所、合同点検で対応が必要な箇所がございまして、2か所について対応しているところです。1か所が明光保育園前の道路と、それから、みどりのなあーさりいのお散歩経路であります海田市駅北口の町道の部分が危険箇所として上がりましたので、現在対応を行っているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）その対応についてなんですけど、私が見た限りではまだ何も対応されていないように思うんですが、今後どのように対応されていくのか、そこをお聞きします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）点検の結果対応といたしまして、白線の引き直しやグリーンラインの補修、新設、また横断歩道の設置に向けた海田警察との協議を行ってございまして、白線等の引き直しにつきましては年度内に完成を予定しております。横断歩道につきましては、2年度実施に向けて、現在、県の方で動いていただく、海田警察署の方に公安委

員会で審議するようにお願いをしているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）今、1か所、たしか明光保育園のところと言われたんですけど、もう1か所、龍洞保育園のところも、横断歩道あるんだけど、なかなか止まってくれない面があって、あそこもかなり危ないなと思うんですけど、そこは把握してないですか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）今回の把握といたしましては、日常にお散歩等で利用される場所ということで、龍洞保育園さんの方は園庭の方が敷地の中にございますので、そこには合同点検の中に入っておりませんが、園の方での送迎の際の送り迎え等で保護者をお願いをしたりということで対応していただいているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）たしか明光保育園さんは前に園庭があるので、その辺が非常に危ないなということですが、もう一つ、キッズゾーンについて、今後検討していくということなんですが、予定としてはどうなんですか。これは、こども課じゃなくて、道路管理者の方かと思うんですが、キッズゾーンの指定と同時に、表示、注意喚起、そういったものについて、今後の予定はどうなんですか。できるだけ早くしていただきたいと思うんですが、今後の予定についてお聞きします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）このキッズゾーンの設定につきましては、保育所等の担当部署が中心となって設定について動いていくとされておりますので、こども課の方で、まずは海田警察や海田町としての道路管理者、それから県の方との道路管理者とそれから保育所等と協議して、必要に応じて検討していくというものでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）その検討をいつまでにやられるつもりなのか、できるだけ早くやった方がいいのは当たり前なんですけど、例えば、令和2年度中にやるとか、そういった見込みがあるのかどうかというのをお聞きしているのですが。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）町長答弁にございましたように、周辺の実情に合わせて対応する必要がございますので、海田警察や道路管理者、保育所等と早急に検討を行って実情に応じて対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）子どもたちの安全のために、やっぱり、一日も早く対応していただきたい。これがあつたから事故が起きないという訳じゃないんですけど、やっぱり注意喚起をすることによって、ドライバーがやっぱり気を付ける。そういったことになっていただきたいというふうに思いますので、できるだけ早く対応していただきたいと思います。

続いて、水道事業について、これは町長も施政方針の中で、有効な連携事案について協議してまいりますというふうにおっしゃられております。広域化でメリットというのは、確かに優秀な職員、今、海田町でいらっしゃると思うんですけど、技術者がだんだん不足してくる、これをカバーするのに広域化は非常に有効な手段であるとは思いますが、広域化、企業団をいずれは作るんでしょうけど、こういった企業団に参加したときに、海田町がメリットだけを、いいところ取りをするという、表現を変えるとですよ、いいところ取りをするだけで済むのかどうか。この辺の見通しについてはどうなんですか。広域化をするんだから全部やりなさいというふうに言うのか、もしくは優秀な技術者だけを派遣していただいて、実際の水道料金の広域化、そういった面はしないよということが可能なかどうか、見通しはどうなんですか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）まず、海田町の水道事業にとって、人員の確保、それから将来の技術の継承というのは一番の課題というのは認識しております。その中で、その人員、技術の継承をどのようにやっていくかというところで、一つ的手段として広域連携、あと外部委託等ございます。まだ具体的な決定は出されていないんですけども、協議会の中で、そういった企業団への人員の派遣の要望ができるか等々については、今、質問を投げかけておるところでございます。基本的にはできるであろうということですが、具体的にできるできないというところはまだ答えはいただいておりません。現在のところ、県の出した案について、町もいくつか質問を出しております。1月頭に、町長の方に企業局長が説明に来られた際に、町として、事業統合のみではなく、ほかの連携方法についても検討を続けていただきたいという要望を出しております。それらの要望を、また、協議会の中でまとめて、今、県の案でございますから、協議会としてどういうふうにまとめていくかというのが今後の課題というところでありますので、そういった方向性は引き続き連携の中で探っていきたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）まだまだ先の話になると思うんですけど、ただ、海田町の場合、県下で海田町と広島市と福山市、この3市町が単独の水道事業を持って、広域合併すると、大幅に料金が上がる見込みであるというふうに出ている訳ですよ。ですから、広島市さん、福山市さんがどうされるか分かりませんが、今回、尾道市さんが県の用水を利用しているにもかかわらず、広域合併には参加しないよというふうな意思表示をされたというのは、ちょっと意味がよく分からないんだけど、何か海田町もメリットだけ取ってというふうに言われるかも分からないけど、広域化には賛成だが、ただ海田町独自の水道事業は維持していくよと、料金が上がっても維持していくよということをはっきり、やっぱり町長やっぱり、方針として持たれた方がいいんじゃないかと思うんですが、町長の方針はいかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私の方からそこは答えさせていただきます。それを考える一番の基本は、やはり、海田町のおいしい水を今からも持続可能な形で、お客様の方に提供できるかどうか、その1点だけでございますので、その1点をどのように確保していくかというのは、今、課長が言いましたように、県の方からもまだ提案はされておきませんので、そういったのも踏まえて、慎重に我々の方は判断していきたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）県に統合されたら、おそらく海田町の浄水場はなくして、県用水を買うという形になるんだろうと想像するんですよ。ですから、海田町の場合、やっぱり水道水は、前の国際学院大学の佐々木教授が、もう亡くなられたんですけど、言われたように、非常においしいと、いい水であるというふうに言われました。この水をやっぱり維持していく、そして、広島市との合併協議のときに、最大のネックが水道事業だったと思うんですよ。水道事業を広島市に統合するということで反対された議員さんがいらっしゃる、これも現実です。ですから、私の考えとしては、やっぱり、今の水道事業を是非維持していただきたい。そして、施設老朽化とかいろんな問題が出てきますが、その中で、料金が多少上がっても、とにかく維持していただきたいというのが私の考えでございます。それについて、もう1回、決意をお願いいたします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）今、御指摘いただいた内容も踏まえまして、我々慎重に判断してまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それでは、最後になりますが、プログラミング教育です。今回、補正予算で大容量のWi-Fiですかね、付けることになりました。そして、タブレットも来年度予算で小5、小6、中1に導入、そして、5年までに全員に導入されるというふうに伺いましたので、これについては非常に評価をいたします。ただ、やっぱりタブレットをいくら導入しても、それを利用するというか、それを使って教えられる先生が、その能力が上がっていかないと、タブレットをいくら持っとしても宝の持ち腐れになったんじゃないかと思うので、県も教育センターで、教員の研修なんかをやられておりますが、これにどんどん参加をしていただきたいと思うんですけど、その辺については参加は十分にされておりますか、どうですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）広島県教育委員会が主催している研修への参加状況でございますが、各校、小学校最低1名以上ということで、今年度につきましては4名の参加をして、校内への還元という形で持ち帰っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）最近の子どもはやっぱり、非常に小さいころからこのICTの機器、タブレットなんかについても操作に長けておりますから、先生が教えられるようじゃ、やっぱりいけん訳ですよ。先生が、やっぱり、ある程度の能力を持っていただいて、そして、子どもたちにこれを使った授業をしていただくように、是非研修をどんどん重ねていただきたいというふうに思います。それと、エディオンさんなんかで、企業が、先生を、講師を各学校に派遣するというふうな取組をされておりますので、これについても是非検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）多田議員、もう少しマイクを起こして。せっかくですから、後ろに聞いていただくように起こしてください。学校教育課長。

○学校教育課長（森山）本年度につきましては、児童への直接の指導ではございませんが、現在、校内にコンピュータを配置していただいております業者、企業の方から、教職員向けの研修の講師として来ていただいて、教職員向けの研修も実施しております。来年度以降、出前授業等のいろいろな案内もあると思いますので、そちらも検討しながら来年度のプログラミング教育の導入に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）背が高いんで、なかなか。すいません。それではそのようにやっていただきたいと思うんですが、いずれは、この新聞報道によりますと、全国学力テストもパソコン回答をやると、やる予定であるというふうに載っております。こういったこともどんどん進んでくると思うんですよ。ですから、最大のやっぱりネックは先生だろうね。先生がやっぱり、それを十分に使えるようにするというのが最大の目標、現在の目標だと思いますので、是非頑張ってくださいと思うんですが。もう一つは、大容量のWi-Fiとタブレット、もう一つはやっぱり、電子黒板ね。電子黒板を導入して、一つのフロアに1台ぐらいは是非導入していただきたいと思うんですけど、電子黒板、今プロジェクターとかで対応されていると思うんですけど、その電子黒板の予定についてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（森山）現在、電子黒板の導入につきましては、来年度の予算に向けて計上しておりません。現状のテレビモニターであるとか、それから、プロジェクターの方で当面は対応していきながら、必要に応じて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）今、それで対応できるように、前回、確か聞いたと思うんですけど、それでも、やっぱり、いずれは電子黒板を導入していただきたいと思いますので、来年度は無理としても再来年度、それから、その次ぐらいで1台ずつでも導入していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）電子黒板については必要に応じて、今後、検討もしていきたいと思います。議員、御指摘のように、使うのは子どもですけど、その前に教員の資質が上がっていかないとどうにもなりません。そういう点で、私は、よく働き方改革で中心になる先生がとか、その専門の先生がというようなことをよく言われるんですが、それは学校の中心になってやってくれるのは当然です、中心的役割。ところが、全員の教員が使えるように、来年度していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（桑原）暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中十九昭です。

町民主権者と地方自治体の役割についてお尋ねをいたします。日本国憲法は、税金は平和な社会と福祉社会を創るために使うことを求めています。憲法にそれぞれ条項として設定をしておりますが、そして、社会保障の推進は政府責任と明記をされております。また、地方自治法での目的は地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることも基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするであります。暮らしと経済についてお尋ねをいたします。消費税10パーセントへの増税が新たな不況を引き起こしつつあります。家計消費は前年比で2か月連続マイナス、景気動向指数は4か月連続の悪化、日銀の世論調査では個人の景況感が6期連続で悪化をし、5年ぶり低さに落ち込みました。中小の商店は増税による売上の減少に加えて、大手店舗やポイント還元参加店に客を奪われ、複数税率で事務負担が増えるなど、三重苦、四重苦を押し付けられております。また、スーパーマーケットの倒産は7年ぶりに前年比で増加に転じました。全国の中には破産したスーパーマーケットの店頭に掲示されたお詫びの文章にはこう書かれているという報道がありました。軽減税率の実施に伴う新規レジ購入による負担や、電子マネーの普及により、常連のお客さんは大型店に取られ、想定した以上に資金繰りが難しくなった。そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、消費税10パーセントの増税が日本経済並びに町内でも新たな不況をもたらし、中小業者を深刻な苦境の淵に追い込んだり、町民の節約あるいは生活苦など、買い控えているという状況ですが、町長はいかにお考えですか、お尋ねをいたします。二つ目には、消費税10パーセントは暮らしと平和を脅かし、前回の議会でも11の表と資料を付けて発言をいたしました。今、私どもが生存をしている時代は悲鳴を上げている最も最悪な時代であり、世帯でもあります。12月議会で町長の答弁では、税制度や社会保障の充実、経済の国際化でどのように税を負担し、国や地方公共団体はどのような公共サービスを提供するかという様々な取組を進めていると答弁をされました。それは、国や県の制度で、全国どこの自治体でも通用する答弁であります。今、年金は減らされ、議会ある度に、制

度の改悪や値上げの連続である。それを改善する姿勢でなければ町政は良くなないと考えますが、見解をお尋ねします。

二つ目には、全世代型社会保障についてお尋ねをいたします。全世代型社会保障の正体は、全世代を対象にした社会保障切捨てではないか。重大なことは安倍政権が社会保障のためとって消費税増税を強行しながら、その直後に全世代型社会保障の名で、社会保障の全面的な切捨てを進めることを宣言したことでございます。若い世代の負担上昇を抑えるために、高齢者にある程度の御負担をいただくと、こうっております。しかし、実際にやろうとしていることはどんなことか。医療は75歳以上の医療費の窓口で2割負担、従来の2倍の負担を導入しようとしております。高齢になればなるほど複数の病気を抱え、治療にも時間がかかります。所得が少ない方に2割負担を押し付ければ、深刻な受診抑制を引き起こす危険があると思います。介護は介護施設に入所する月収10万円から12.9万円の方々の食費負担を月2万円引き上げるという計画を打ち出しております。介護医療の関係団体からは、この負担増が実行されれば負担を苦しめた施設からの退所や入所断念が起りかねないという強い懸念が表明をされております。高齢者への負担増の押し付けは、高齢者の命と暮らしを壊すとともに、現役世代の負担増に直結し、介護離職に拍車を掛けることになるということでございます。年金はマクロ経済スライドによって、現在、37から38歳の方が年金を受け取り始めるときまで給付削減を続け、基礎年金を現行より約3割、7兆円も削ろうとしております。その被害を最も受けるのは若い世代ではありませんか。結局、全世代型社会保障の正体は、高齢者も現役世代も若い世代も、文字どおり、全世代を対象にした社会保障切捨てにつながることはありませんか。このような血も涙もない大改悪、現役世代のためとって嘘をついて、高齢者と現役世代の間に対立と分断を持ち込んで押し付けるなどというのは、まともな政治のやるべきことではないと考えますが、いかがでしょうか。町長はどのようにお考えですか、お尋ねをします。

最後に、新庁舎予定地のヒ素問題についてお尋ねをいたします。新庁舎建設について、これまで遅れに遅れを取り戻すために努力をされてきましたが、突如、思いがけない案件に出くわしました。調査が進み、その対応を最優先されていると思いますが、具体的にお尋ねをいたします。一つ目には、土壤汚染の原因は何ですか。二つ目には、どのように汚染物質を除去される予定ですか。三つ目には、これまで明らかにされたスケジュール的にはどのように影響受けますか。四つ目に、これまで森永ヒ素ミルク中毒事件や

和歌山の毒物カレー事件など、すぐ浮かび上がりますが、近隣の住民等に健康被害のおそれはあるのかないのかお尋ねをいたします。5番目に、最後ですが、このことによって新庁舎全体の建設や、特に土地取得費、更に実施計画、入札等への影響はどのようになるのかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。

まず、町民主権者の地方自治体の役割についての御質問でございますが、1点目の消費税の引上げにつきましては、少子高齢化が進展する中、高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障制度への転換を図るとともに、財政の健全化も確実に進めていくために実施されたものと認識しております。2点目の年金制度やその他制度の改正等につきましては、少子高齢化や経済の国際化が急速に進展する中で様々な課題に対応するため、国会の場において十分議論されながら、様々な取組が進められてきているもので、全国において行われているものと認識しております。町といたしましては、国の動向を注視しながら、子育て支援や介護支援施策など、社会保障の充実のための諸施策に取り組んでいるところであり、引き続き、財政健全化に配慮しながら、現行制度の中で住民福祉の向上に向けて様々な事業を実施してまいります。

次に、全世代型社会保障についての質問でございます。少子高齢化と同時にライフスタイルが多様化する中で、人生100年時代の到来を見据えながら、高齢者だけでなく子どもたち、子育て世代、更に現役世代まで広く安心を支えていくため、年金、労働、医療、介護など社会保障全般にわたる持続可能な改革が国において検討されているものと認識しております。この改革により、若者も高齢者も女性も男性も障がい者や難病のある方も全ての人々が個性と多様性を尊重され、家庭や地域、職場などにおいて、それぞれの能力を発揮でき、生きがいを感じることができる持続可能な制度が整備されるものと期待しております。

次に、新庁舎予定地のヒ素についての御質問でございますが、1点目の土壌汚染の要因については、現在、調査中であることから、調査結果が出てから御説明してまいります。2点目の汚染物質の除去方法については、現在実施している汚染の深度の調査結果や、県による土壌汚染対策法上の区域指定と、これに併せて示される必要な対策の選択肢等を踏まえ、法令等に基づく適切な対応を検討してまいります。3点目の庁舎整備スケジュールへの影響については汚染物質が検出され、今年度の工事発注はできなくなり

ましたが、基準に基づく具体的な対応の内容、期間等が明らかになってから改めてスケジュールを定め、御説明してまいります。4点目の健康被害のおそれの有無については、現在、県において飲用井戸の利用実績等から健康被害のおそれの有無について調査をされておられます。5点目の、建設費や入札等への影響については、具体的な対応を検討する中で、必要な費用を見込み、負担のあり方についても県と協議してまいります。引き続き、防災拠点の整備、住民サービスの向上に向けて事業を推進してまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）まず1点目の町民主権者の問題ですが、国のやり方というんか、前回の議会で多くの表を私添付して質問をした訳ですけども、特に消費税の問題については、ここに再度私持ってきました。31年間で397兆円払ったのに、法人3税で298兆円減税をされておる。それ以外にも資本金の多い大会社は税率が低く、特に連結納税法人、マツダも含めてグループを作っていくと、一つの企業が赤字であれば大幅にこれが減税をされるということなんですね。それは何を意味しとるかという、日本国憲法の中に、非常に企業が優先をされる方向になっておる訳ですね。憲法で定められておる中身、大きく3要素というのがございますが、一つは国民主権なんですね。主権在民なんですよ。企業ではなくて人が主権者なんですね。ところが、今の政治はそうじゃないんです。企業が優先で企業が儲かったら皆さんの暮らしも生活も良くなりますよという、上げてきたのが3本の矢だったんですよ。その3本の矢というのは、一つは金融緩和、二つ目には公共事業推進、三つ目には、企業が儲かったら皆さんの生活も良くなりますよというのが3本の矢の大きな柱だったんですが、実際、それをやってみて、10年経って、ますます生活が苦しくなって、しかも、消費税そのものが5パーセントから8パーセント、10パーセントになって、それが本当に社会保障に回されているのかどうか。実際はそうではないんですよ。そこを、どう、町長としてですね、暮らしを守るためのその政治に向かってどう進めていくのか、ここを、私、問いたいんです。何回も同じことを言って、何回も同じ答弁があって、言いたくはないけれども、町民は悲鳴を上げとる。もう給料だって一番ピークは平成13年だったんですね。それから、今、百何ぼ、四百、平均が40万ぐらいなんですよ。もうそれを世帯数やいろいろな条件によってあるんだけど、大体平均そのぐらいなんですよ。それで年金も減らされる、医療は、社会保障ですね、医療とかそういうのはどんどん改悪をされてきてね。将来、このままずっといくと悪くなっていくことが見えとるんです。現実にそうなんですよ。そこを何とかね、暮らしを守るた

めの、そういう町としての役割、それを、私は、町長に、もう政治の基本の基本なんですよ、ここが。無視しとると言ったら失礼に当たるかも知れませんが、軽く見られとるといふんか、軽視といふんか、あまり力を入れてない。どこの市町村も国や県の方針に基づいてやっておいでだと思ふんですけれども、しかし、そこを突破せん限りは、ますます子や孫が、今よりか悪い政治になっていきよる訳ですね。それを解決方法する方法は、町長としてどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡） これまでも答弁をしているとおりでございますけれども、少子高齢化等のいろいろな課題がある中で、税負担をどのようにするのか、社会保障をどのようにするのかといったことにつきましては、国会において議論をされて、その中で一定の方向が示されたものだと認識をしております。町といたしましては、その方針に基づいた行政の方を行ってまいりますけれども、現行制度の中で町としてできることで、町民の住民福祉の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中） 私は地方公務員の人に答弁をしてもらおうとは思いません。なぜかと言うと、法や条例に基づいて公務員の方は仕事をしておられる訳です。特に3役以外は、3役といふか、町長、副町長以外は皆公務員ですから政治判断ができん訳ですよ。私が尋ねているのは、今からの政治をどのように良くしていくか、これを尋ねとるんですよ。だんだん悪くなっているよ。増税はどんどん進んで、もう8パーセントから10パーセントになって、本当に良くなるか。目玉としては子育てに入れると。しかし、ほかのところはどんどん削られていっとる。後期高齢者にしても、どういふんですかね、減額をする割合が、基準に戻して、今まで特例であったのがなくなってしまうたり、年金も65歳いふ人が70になったり選択をするような方向で、人間として生きてきてね、本当に人間らしい生活ができにくい今の情勢の下で、町長としてそれを放っとく訳にいかんでしょうが。そのことを問うたら、今の企画部長が答弁するから、私はもうそういう公務員の方は答弁は要らない。もうはっきり分かっとるんです。政治家として政治をやっておる訳ですから、その政治を良くするのは政治家でしょう。戦争だって何だってそうなんです、人がやることですから、それをやるのが政治家なんです。だから、町長に責任持った答弁をしてほしい。私も何十年いふて議員をやらせてもらって、ずうっとこのことを言ってるけれども、残念ながら、我が党は少数でありますから、政権政党が

執って法律を作り、また、地方の議会では条例を作って、そのとおりに仕事をしてますから、そのようにしなければなりませんけれども、しかし、だんだん悪くなって、見るに見かねない、今、状況、悲鳴を上げておる人はもう数え切れないほど、格差社会の中で儲ける人は儲けとるかも分かりませんが、本当に底辺における低所得者の人は非常に苦しい目にあって、また、それが将来にわたって、それが良くなるかといえば良くならないという私は見方をしてますので、それを良くする方法、それは町長、どのように考えるか、これをお尋ねしておる訳です。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）私の方からお答えさせていただきます。全世代型社会保障、全世代の切捨てではないかといった御指摘もございましたが、この全世代型社会保障につきましては、消費税の負担増もございましたし、また高齢者の方に、経済力に応じて負担をしていたと、こういったことを通しまして、子育て世代への支援でありますとか、医療、介護、年金、そういった社会保障制度全体を維持していこうという、そういった取組であるというふうに受け止めております。この全世代型社会保障によりまして、幼児教育が無償化になるといったような恩恵を受ける世帯がある一方で、負担が増加するといった方もおられるとは思いますが、この世代間の負担でありますとか、社会保障全体の負担のあり方につきましては、これは海田町だけの問題ではございませんので、日本全体の問題であるというふうに考えております。これについては、引き続き、国においてしっかりと議論していただきたいというふうに考えております。町としましては、現行制度の中でできること、住民福祉の向上に向けて、しっかりと取組をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）1と2が関連をしておりますので、併せて再質問で、またお尋ねしますが、今、全世代型社会保障、町長、良くなっていると思いませんか。悪くならうとしておりますか。ちょっとそれをお尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今回の消費税における5.7兆円のうちの2.8兆円は社会保障に充てるという過程の中で、先ほどの税の関係と制度の関係の組換えを、今している、こういう状況に来ていると思えます。そういった意味で、国はそういった税制の改正の中に、先ほど言われました低所得者に対する手当も厚くしております。月々5,000円という形のもの、

具体的には出てきておりますので、そういった関係で、その分配をうまく行おうということがまず基本でありまして、その中に、以前から問題視されている2025の問題、それから、それ以降の2040年に向けての制度改革におきましては、そういったところを配慮しながら、今回の改正が行われたものというふうに考えておりますので、国全体を守っていくためには、こういった制度改革の組換えの中に、先ほどの低所得者に対する厚い手当、更には高所得者に対する分配をできるだけ多くしていくというような過程のものを踏まえた制度というふうに考えておりますので、これは、先ほど副町長も言いましたように、単町で解決するものではなくて、やはり、働く人全て、一つの町だけのことではありませんので、そういった関係から含めて、これはやはり国がきちっと制度設計をした形のものの中に、枠組みの中で、我々是对応していくという方向性で今進んでいるところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）まあ、おっしゃることは、意味は分かります。分かりますが、憲法に定められておる3要素、一つは国民主権、二つ目には基本的人権の尊重、三つ目には平和主義。どこが狂ってるかという、私から見たら基本的人権は一定程度守られておりますけれども、あとの二つについては、今よりかどんどん悪くなっている状況ですね。消費税一つとっても、企業のためのこの消費税。なぜかという、8割はもう企業の減税に充てられておる、事実ですから、それは、その中で国民が主権者です。町民が主権者です。町民のための政治をやる。今の町長の答弁は、国の方針、もちろん国の方針も従わなければいろんな補助であるとかあるいは負担金であるとか、そういう助成金であるとかいうのは一定程度のペナルティもあったりしてもらえない場合もあるかも分かりませんが、こうした悪い状況がずっと続く限りは、町長の子どもさんやお孫さんにももっとも悪い政治を、西田町政の時代に残していくということにつながる訳ですよ。私は少しでもいい世の中を残してやりたい。だから、問題を指摘して、そこを改善してくれと、このように私は質問をしておるんです、提案をしておるんですよ。そういう声が全く聞こえない。このまま放置しておく、企業だけ栄えて、企業が言うように、雇用形態も変えたり、税金も安く、どんどんこうなってきたおる訳ですが、将来はそのことによって労働力の再生産、いわゆる子どもを生む、そういう状況にないという、将来、日本が潰れていく大きな要因になってくる訳ですよ。お互いが助け合いながら進めていく、企業も、私は潰せと言いはるんじゃないんですよ。せめて中小企業なり

に大企業が負担をしてくれれば、消費税は上げる必要もないし、制度も必要ないというように感じるんです。ところが、もうトヨタだって、十数年、均等割で法人税しか払ってない。やっと払って、喜びたいというのが3年前のあの社長の意見じゃったんですよ。聞いてびっくりする、見てびっくりする。こんな状況の中でそれを放置しておくこと自体が、今の政権の下ではそれを意図的にやっていますからそうなんかもかもしれませんが、地方と国との違い、団体事務と、もう一つ何とか事務というのが、住民事務がありますけれども、独立して、町民の暮らしを守っていくという方向がね、そこの責任者として町長がおる訳ですから、私はそこが境道だと思うんですよ。それはどうなのか。再度、この地方6団体の中でそういうことを運動としてやりますいうても、なかなかねえ、企業は政治献金をばらまいて政治そのものを丸ごと買っていますから、それはなかなかすごい抵抗力が要るんですけども、しかし、そのことがなかったら、いつまで経っても政治は良うならないと私は思っているんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）法人税、また消費税の税負担の関係について御指摘があったと思いますけど、こういった個人に負担を求めるか又は法人に負担を求めるか、こういった問題につきましては、国全体の税制を踏まえて検討されるべきというふうにやはり考えております。国民、町民主権者ということで、確かにそのとおりでございますが、決定すべき案件につきましては、主権者である国民が代表民主制の原則の下、国会議員を選出し、国におきまして国民の権利を代弁して議論していただくべき、そういった問題だろうというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）何回やっても同じ答弁で、すぐ解決する問題ではありませんから、私は、声を大にしてそのことを呼び掛けて、その運動の先頭に立つことを強く発言をしておきます。

最後になりますが、庁舎の問題、この問題について、町長は答弁の中でまだ調査中、あるいは検討中、あるいは交渉中、それが出てこなければ説明ができないという答弁をいただきましたが、この庁舎の建設の問題で、土壌汚染対策法というのがあって、これは、土地の所有者が全部責任を持って対応して売買する方向なのかどうか。町がこれを対応するのか、ちょっと私、よう分かりませんが、県が持ち主なので、県が全部きれいにしてですね、安全であるという、どういうん、この条件の下で海田町に譲り受けるこ

とになるのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）新庁舎整備室長。

○新庁舎整備室長（山田） 土壤汚染対策法における調査の実施者、調査を実施するのは県か町かというお尋ねだと思いますけれども、法の中では、調査を実施するのは必ずしも所有者だけではなくて、いろんなケースが考えられると思います。ディベロッパーだったり、そういったケースもあると思いますので、今回は財産売買の協議の中で、県において実施をしていただいたものでございます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡） 費用負担の関係について答弁をさせていただきます。この度の土地の売買に当たりまして締結いたしました契約書には、数量の不足、隠れた瑕疵のあることを発見しても、代金の減額請求、契約の解除、損害賠償の請求はしないというふうに規定をされております。ただ、契約に合わせて交わしました覚書には、土壤汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された場合の甲の人為的活動、県のでございますけれども、人為的活動に起因する汚染の除去等の措置については、甲の負担とすると定めております。この契約書と覚書に基づいて、今後、県と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中） そうなれば、3,000平米以上は県がいろいろこの法律の対象になってですね、売買についてあるいは問題を解決する場合について、いろいろ指導や法に基づいて対応するようになっておりますけれども、この問題について、今の契約の問題と関連して併せて判断をすると、契約は成立せんのじゃないかというふうに思うんですが、それどうなんですか、お尋ねします。意味が分かる。3,000平米を超えると、県が関連をして判断をするということになっておる訳ですね。法律の概要を見ると、そうやってましたが、3,700平米あって、仮に契約をしてそれが生きておるとしても、その契約そのものが改めてまた契約をし直さなければならないような条件になってきておりますが、それはどうなのかということをお尋ねしております。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡） この度におきましては、県に対して、譲受願の申請書、元広島県海田庁舎の譲受願を提出いたしまして、県の方から示された条件で契約を締結をしたものでございますので、この契約は有効であると認識をしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、今までの条件の下で、海田町が責任を持って、汚染した土壌については、海田町が全部解決する方向でやるということなんですか。お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）先ほども契約書の規定について答弁をいたしましたけれども、県として使用している契約書には、先ほどのような、隠れた瑕疵があることを発見しても損害賠償等の請求はしないといった規定となっております。そういったことも踏まえまして、契約書と併せて、甲の人為的活動に起因する汚染の除去等の措置については、甲の負担とするという覚書を交わしておりますので、この契約書と覚書に基づいて、負担については県と協議をしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）別途協議というのは、意味がよく分らんですよ。別途協議は、その別途というのは、土地の除去、汚染の除去のことだけのことを言っているのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在、県と交わしている契約書の取決め事項でございますけれども、これは、契約書と併せて交わした覚書、この二つで今後の土壌汚染対策について、方向性を決めていくということになるものでございます。最初に契約したものと後というのではなくて、土地の売買契約を締結するときに、両方合わせて県との間で取決めをしたものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっとね、明確でない、ぼやっとした感じがするんですね。なぜかというと、県合同庁舎、埋立てして建物を建てた訳ですけども、中に入っとるのは、今までの経過は、県税事務所であったり、教育事務所であったり、保健所であったり、今の福祉事務所であったり、その建物を建つときに汚染をすることは誰が考えても考えつかんことなんですよ。それを知らずに、県が、建物を建つということは、ちょっと常識では考えられないと思うんですよ。その常識では考えられないことは、契約上で縛られてしまって、今から交渉してやる、あるいは契約上でそのことがうたわれてないから、そのまま受けるかどうか、土を覆いかぶせるかどうか、結果は分かりませんが、汚染されておる土壌ははっきりしとる訳で、そういう問題については、説明、

私求めたいと思うんですけども、なぜそうやってきとるのか。庁舎として、工場があったんなら別ですよ、広島ガスみたいにあって汚染されとるから、で、そのものは考えてきた訳ですけども、町の真ん中にそういうヒ素がある土壌がね、あること自体がおかしいと思うんですよ。そこら辺は調査しなければ分からないということで、答弁あるいは説明の中でこの赤い線ですよ、ここだけがあるという、ちょっと不思議だし、誰が見ても、信頼性が、どういうん、欠けてるといふかね。ちょっと不思議に思うんです。その不思議なところは解明できんのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の土壌汚染の問題でございますけれども、今、調査を行いました、平面的な10平方メートル四方の範囲内での汚染の状況というのは、検査が終わりましたけれども、それ以外のことについてはまだ分からないというのが正直なところでございます。今後、汚染の深さというのも調べてまいりますし健康被害への影響といったものも調査の方はしてまいります。ただその要因につきましては、現時点で、これというのがまだ分からないというところでございますので、そういったことが分かりましたらまた改めて御説明の方をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろこう答弁を聞くと、契約上でもうそのまま進むというように、私、感じを受けましたが、特別な条件やあるいは法に基づく土壌汚染対策法に基づいて行うとすれば、県に瑕疵があったというように考えますけれども、それも契約上、動かすことはできない、こういうことになると、非常にこの町にとって大きなマイナスになる訳ですね。その契約の見直しというのは全く考えられないのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）今回の土地の売買の契約でございますけど、まず、この土地を購入した経緯としましては、町がこの土地を売っていただきたいというふうに県に申入れをしまして、県の方がそれに応じていただいて、売買契約を結んで、今、所有権が町に移転しているという状況でございます。これに付随しまして、先ほど、企画部長の方から覚書を別途締結したという説明がございましたが、この覚書につきましては、今回、ヒ素が検出されて土壌汚染対策法上の措置が必要になるという事態になった訳でございますけど、このヒ素というのは、一般的に土壌に広く地殻等に分布しているものでございますので、検査をすればどこの土地でも出てくる可能性があるという物質というふうに思っ

ております。今回の新庁舎の建設予定地から、仮にヒ素が出たとしてもですね、それが一般的に海田町内どこでも出るというのと同じような状況で出るもの、つまり自然由来の一般的に検出されるヒ素という状況であるのか、又は県が保健所等を設置して運営されてきたということに伴って、人為的な理由によってヒ素が出たのか、それによって負担を、どちらが負担するか考えようということで覚書を整理いたします。ですから、自然由来でヒ素が出た場合は、それは一般的なヒ素の検出ということで、そこは町が対応すべきと考えておりますが、県が人為的な事故等でそのヒ素を流出させたという事態があつてヒ素が出た場合は、それは県の責任ということになりますので、県に負担をしていただくという形で覚書を結んでいるというものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）流れは大体分かりましたけれども、このことによって、今まで努力されて、ここ5年間、約5年間うか4年半というか、非常に努力をされてきて、庁舎の建設も見通しが出てきた。しかし、このことによって長期化をするという可能性だってある訳ですが、町としてこの問題を最大限努力をされると思います、どのぐらいスケジュール的に延びていくのか、それを最後にお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在、県の方に、土壤汚染対策法に基づく区域指定の申請を行っております。この申請の結果、要措置区域か形質変更時要届出区域のどちらかに指定をされます。要措置区域になりますと、それは、現状で健康被害のおそれがあるということでございますので、その指定を受けましたら、まずは健康被害のおそれのないように対応をいたしまして、それから、新庁舎整備に移るということになってまいります。要措置区域ではなく、形質変更時要届出区域という指定になりましたら、こちらの方は直ちというか、すぐに法律等の基準に沿った形で土地の活用といいますか、建設工事が可能でございますので、そうになりましたら、新庁舎整備の方に掛かってまいりたいと考えております。その具体的な時期につきましては、その指定の区域で大きく変わってこようかと思っておりますので、その指定の結果を受けて、またスケジュールを見直して、また御説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今のスケジュール表、この前の特別委員会でも出されておりますけれども、今言われた1と2の要措置区域となった場合ですね、延びる、令和2年の6月下旬の方

に書いてありますけれども、そうすると、当初の開庁というか、年度としてそれが解消
いうんか予定どおり進むかどうか、1、2か月、調査の間を設けて延びたけれども、契
約を、入札をやり換えてやった場合に、どれだけスケジュール的に延びていくのか、4
月に開庁するような目的でありましたけれども、それが延びていくのかどうかお尋ねし
ます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）これまでのスケジュールでいきますと、この3月には契約を締結をし
て、工事に着手という予定でございましたけれども、今年度の発注はできない見通しと
いうことですので、これまでのスケジュールには影響が出てくるものと考えて
おります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）終わります。

○議長（桑原）7番、下岡議員。

○7番（下岡）7番、下岡です。建設行政についてお尋ねします。道路事業等につき執行
部から議会や住民に対し十分な説明がなされず、合意形成が不完全なケースが散見され
る。結果として行政不信や住民間の対立を招いている。丁寧な対応により、問題の極小
化に努める必要がある。

質問します。①仮称町道143号線道路改良事業について。経緯を見ると、既設道を主
張する地元と、新道を計画する執行部と主張が食い違っている。地元は平成4年4月に、
昭和55年完成の串掛林道工事用道路は生活道路として必要なので存続してほしい旨、署
名・陳情している。これに対し執行部は、道路の位置付けを含め、どのように検討、対
応をしたのか問う。また、町が最初に工事用道路をここに定めた理由も問う。執行部は、
平成16年1月に建設産業委員会と地元に対し事業説明をしたとするが、どのような内容
であったのか資料で説明を願う。平成17年度橋りょう予備設計、平成27年度詳細設計を
行っているが、どの段階で既設道では難しいと判断したのか。また、既設道と新道を、
総合的、多角的に比較検討したのか、内容を問う。既設道の過去と将来の扱いも併せて
問う。平成27年5月にも西自治会より既設道を常時通行できる町道として整備してほし
いと要望書が出されたが、県が橋の架替えに難色を示しているとの理由で拒否してい
る。県は床固め工と橋の距離など基準を満たせば、現在地での架替えを認めるとしてい
るのに、なぜ執行部は財政負担の大きい新道敷設にこだわるのか、理由を問う。つな

る上の町道143号に拡幅計画がない以上、新道の費用対効果は低い。古くからの経緯、歴史や現場の状況を見れば、当然に既設道の活用を中心に検討すべきではなかったか、見解を問う。

②三迫三丁目の砂防施設災害復旧工事について。県は担当する護岸工事について、官民境界範囲を厳しく定め、民地部分の工事を放棄している。これでは民地の工事が取り残され、行政のいう原状回復にはならない。そもそも護岸上部の民地部分が壊れた原因は、下部の官地部分が壊れたからであり、下部が強固であれば、上部民地も壊れることはなかった。川の両側、2から4メートルの民地に砂防指定をかけて、民が工事するときは県の許可が必要だと言いながら、災害で壊れたときには知らん顔はないだろう。住民に直接接する基礎自治体である町は、県との調整の場を設けるべきである。また、こうしたケースが相当数見込まれることから、町は救済制度を検討すべきではないか、見解を問う。

③昨年9月定例会で、補正予算可決した町道6号及び137号の道路橋りょう災害復旧工事のための実施設計の内容に関し、2点問う。設計に5,600万の予算を計上する理由として、避難路の確保と説明されている。川と町道が併走しており、護岸が壊れて町道が狭いために、不通になった箇所が相当数ある。道路幅を広げれば、災害時通行可能である。西ノ谷川支川上流に砂防ダム建設が決定しており、工事が始まると137号はダンプも頻繁に行き交うことになるので、離合困難の解消が必要である。町道137号沿い部分の拡幅が含まれているのか問う。西ノ谷川と西ノ谷川支川の合流地点に架かる出合橋について、架替えを検討すると聞いている。西日本豪雨災害時、町道137号の起点部分に支川上流からの大量の石が積み上がった。出合橋に衝突し、はね上がったものと思われるが、そうであるなら、この橋は構造的に欠陥があることになる。どのような方針で架替え対応するのか問う。

④町道137号線道路橋りょう災害復旧工事対応のため、町道6号へ迂回する仮設道路について、工事費1,526万5,000円を12月補正で予算化したが、提出前の検討が不十分であり、ルートの変更となった。積算を一からやり直すことになる訳であるから、必然的に予算についても、差替えが必要ではないか問う。

⑤議会对応について、仮称町道143号線道路改良事業について、総事業費1億7,000万、事業期間8年の大型事業にしては議会に対し説明不足である。バイパス事業にもかかわらず改良事業と呼んだり、本来、当初予算に計上すべきところを、どさくさに紛れて、

補正対応と極めて不自然である。掲記の迂回路予算でも議会を軽視している。真摯な対応を欠いたことは猛省すべきではないか問う。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。建設行政についての質問でございますが、1点目のうち、平成4年の串掛林道工事用道路の存続の陳情への対応については、地元説明会を開催し町道としての整備を検討しましたが、関係地権者の合意が得られなかったことから、ルートを変更し現在の計画に至っております。また、工事用道路を今の位置に設けた理由については、40年前の工事ですので、現在となってはその詳細は分かりません。平成16年の事業説明につきましては、現在の町道6号線バイパスの事業概要説明と合わせて、明飛川周辺地区から町道6号線バイパスに接続する道路の計画についても、図面を用いて説明しております。既設道での架替えについては、橋りょう予備設計より前の概略検討の中で、橋の設置位置が砂防河川の技術基準を満たしていないことから、比較の対象とはしておりません。また、既設道の扱いにつきましては、その敷地の一部に里道や河川敷があるものの、ほとんどが個人名義の土地で、道路形態を成しているものです。将来、新しい道路が完成した際には、現在架かっている仮の橋は撤去する予定としております。既設道を利用した町道の整備につきましては、既設道の位置では、砂防河川の技術基準を満たしておりません。このことから、川の流れに対し、より安全な箇所には橋りょうを計画しているものです。

2点目については、広島県が担当する工事ではありますが、必要に応じて町職員も協議に参加し、可能な調整を行っております。救済制度については、現在ある被災者支援制度を基に対応していきたいと考えております。

3点目のうち、町道137号線の狭い箇所の拡幅につきましては、現在、町で取り組んでいる事業は、避難路の確保を目的に橋りょうの架替えなどを行うもので、部分的な拡幅は含まれる可能性があるものの、基本的に町道の拡幅は含まれておりません。出合橋の架替え方針については、計画水位に対する余裕高として1.1メートルを加えた高さに架設を行うこととしております。

4点目については、関係地権者の方々の意向や設置する迂回路の構造的な課題等を整理した結果、ルートの変更を行い、本年度2月17日に関係地権者の了解を得られたため、2月25日に開催された災害防止対策等調査特別委員会にてルートを延伸させていただ

いたことを御報告させていただきました。なお、予算については、現在、積算を進めており、必要に応じて対応をしております。

5点目は、常任委員会を通じて、長期化している事業については適宜説明をするとともに、これまでの取組を改めるべきところは改め、事業の執行に当たってまいります。

最後に、仮称町道143号線の道路改良事業については、1月の地元説明会で町の計画を説明したところ、多くの賛同の声が上がったことから、これまでの計画どおり進めることに御理解が得られたと判断しております。地元からは早期の完成を求められておりますので、御期待に沿えるよう努力いたします。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） まず、第1点目の町道143号の改良事業ですけれどもですね、新しい道をつけた理由として、地権者の了解が得られなかったからという説明しているけれども、説明を途中で変えているじゃないですか。西自治会から27年の5月に要望書を出してるでしょう、会長と副会長名で。現在の既設道を町道として整備してほしいと要望書を出している。ここにも書いてるけども。そのときに町が言ったのは、そういう説明じゃなかったじゃないですか。県が橋の架替えを認めんから、そういつて説明しとるやないですか、自治会の幹部に。全く違うじゃないですか。話が途中ですり変えている。都合が悪くなったら、またそこで言い変えると。おかしいでしょう、やり方が。それとですね、今の既設道について、地権者の了解が得られないのであれば、これの今の串掛林道の仮設用道路だったんだから、その存続が駄目なんであれば地権者に返すべきでしょう。そこで私有地じゃいうて、ここにも書いとるじゃないですか。何で返さんかったんですか。県も、行ったときに、そういう仮設道路なんかは、目的を果たしたらきちっと原状回復するのが筋だと言ってるんですよ。地権者の了解が得られんのだったら返すべきでしょう。都合の良いところだけ、今言ったように、平成4年4月の陳情の中では現状どおり道路を存続してほしいと言ってますよ。現状どおりというのはどういう状況であったかいったら、11年間、串掛林道を工事するための仮設道路として11年以上使ってきてるんですよ。当然、ダンプも出入りするし、この陳情書によると、公用車両、救急、消防、警察、郵便、ごみ収集車等も多く利用されておると。また、地元住民も生活道として便利に利用させていただきましたと。11年間ですよ。その間は当然町が借りたんだから地代を払ってるだろうけど、それが終わった後ね、地元聞いて、このときに、この私道についてどういう申入れと申合せだったのかと聞いたら、これについては町に寄附する

予定だったと、そういう言ってるんですよ、地元は。あなたらが言っているようにですね、地権者の了解が得られなかったと、そういう話なんか聞いてませんよ。海田町の方針というのは、例えば里道等があって、里道とか町道を拡幅する場合は、今、最近もそうだったし、私もそうだったけども、拡幅する場合は、例えば4メートルに拡幅する場合までは寄附してくださいと、工事はやってあげますと。その用地については寄附、これが原則じゃないですか。私も、それに基づいて2か所ぐらい協力して4メートルまで寄附しましたよ。5メートルにする場合は1メートル分は確かに町が買収してくれました。だから、そういう原則があるから、地元は、今、付いてる4メートル道路については寄附しますということ言ってるんですよ。それについて、揉めたという話はない。ないから、27年5月にも、再度、自治会から今の既設道を町道として整備してほしいと言って出しているんです。後から取って付けたようにこんな言い方ないでしょう。現に、ここの今の平成4年4月21日に出された陳情書の中、27名の方が署名捺印されてる、この署名の中には、今のこの既設道の地権者の方もおられるんですよ。どう見たって、そのときに合意が形成されてたと、合意が形成されてるから、これを存続してほしいというて出したんだと思うんですよ。それを今になって、そういう言い方はないでしょう。ちょっとひどいんじゃないですか。これ、地元で言いますよ、全部。ちょっと答弁してください。真実と違うんじゃないですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、前段で整理をさせていただきたいことがあるんですけども、質問通告にございました、地元は平成4年4月にまず要望書を出されております。それと、それから後、平成27年5月に西自治会が要望書を出されておるということで、時間が離れて要望書が出ております。今回の答弁でございますが、まず1点目の平成4年の要望については、地元説明会を開催したところ、地権者の合意が得られなかったために断念をしたと。それはおっしゃられるように、4メートルまでは寄附をしていただきたいということを前提で話をしておったんですけども、それ以上に広い道路を整備してほしいという方もいらっしゃって、地権者間で了解が得られなかったので、それを断念せざるを得なかった。ただし、地元としては、通れるような形での存続というのは、やはり考えてらっしゃって、その関係する地権者の方も元に戻せとまではおっしゃられずに、そのまま工事用道路の後の形態を残す形で現在に至っておるものでございます。27年の要望につきましては、既に広島県と新しい道路計画についての協議をし、現在の

計画がございましたので、現道の部分について道路を整備することは、県の方との協議でできないということで、現在の計画でやらせてほしいというお話をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） さっきも言ったけどね、その合意形成が難しいならですよ、その道路を原状回復して地権者に返す、これが原則でしょう。そのまま放っとるじゃないですか。なぜ放っとるんですか。しかも、放って、道路の出入口は封鎖しとるじゃないですか、町が。町は都合のいいときだけ使ってるでしょう。例えば、町道6号の、崎本議員が広いところの拡幅とって、その工事が実現したとき、3か月ぐらい、不通になるからとって、ここを迂回せえとって、迂回させてるじゃないですか。それで、26年ぐらいか、143号、あそこに下水道をやるときも通行止めにするから、ここを迂回せえと。自分らが都合のいいときだけ、ここを道路として使えと。あとは全部閉鎖すると、おかしいじゃないですか。いいですか。地元の人から見たら、11年間ですよ、串掛林道用工事用道路、本来はそれだけでも、生活道路として公用車も通行してるじゃないかと。残してくれ、当然ですよ。11年という月日とその道路を便利に使わせてもらったら、継続的に使わせてほしい。11年間という期間といたら、例えば私ら3回生議員がちょうど今この3月で11年間、11年議員をやらせてもらってるけども、その期間ですよ、相当な期間、生活道路として使わせてもらってる。今、建設課長は5メートル道路にしてほしいという要望があったから、それは町として飲めんかったというけど、今回の新道は何メートル道路なんですか。5メートルじゃないですか。よう言いますね、おたくら。そのときは5メートルが無理だったと、今になったら、5メートルやると、全然話が違うんじゃないですか。地元を愚弄してるんですか、おたくら。ちょっと責任者、答弁してくださいよ、おかしく思いませんか。そのときは5メートル道路を認められんからやらんかったと、今になったら5メートルやりますと、どういうことなんですか。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 今の工事用道路を使って、仮称143号線の道路を造るということを、もともと地元の方が言われて、それも検討に上がって、なぜそこに道路が造れなかったのか、そして、なぜ町の方が別なところに道路を造るようになったのか。それは、この前も1月30日のときに地元説明会をさせていただいて、ここに橋が設置できない理由、それも含めて全て御説明をさせていただきました。そして、最後に私の方から、町の今

までの計画で、これからも進めさせていただきますので、一つよろしく願いいたしますとお話ししたところ、会場から割れんばかりの拍手が沸き起こったじゃないですか。反対する声があるとき出なかったですよ。いらっしゃったから分かるでしょう。ですから、このことについては、地元の方と計画についてもう十分御理解をいただいて、そのとき、皆さんは一日も早く道路を完成していただきたいと強くおっしゃいました。それに我々も応えていく必要がございますので、これまでどおり、道路の方は計画の方を進めさせていただきます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡）今の説明、説明会で割れんばかりの拍手があった、冗談じゃないでしょう。中には、今の既設道の途中に田んぼを持つとる人がいる。この人、どういうて言いましたか。その方は、これを、道路をなくされたら困ると、既設道をですよ。もう百姓できんようになると、どうしてくれるんだと。大分きつく言われたじゃないですか。そういう少数の意見もある訳ですよ。実際に困る人が出てくる訳ですよ。それと、ここの既存の橋を撤去するというのは、技術的に無理だと、県は無理だいうて言ってないじゃないですか。海田町が橋の架替えについて、県の基準に合わんプラン持ってきたからだめだと言ったんだと、県ははっきり言ってるじゃないですか。床固め工と橋の距離を5メートル以上確保すれば、もう一つは、橋の高さを今の30年に1度の大雨のときの水面よりも1.1メートル上げると、そういう基準を満たせば認めますと言ってるじゃないですか。なぜ満たす案を県と協議しないのかと、最初から駄目な案を持っていきや、県が駄目だ言うのに決まってるじゃないですか。実に作為的、早う言ったら、仮想隠蔽をやっているに等しいですよ。こんなね、答弁の仕方ありますか。それと、ちょっと聞きますけども、この新道建設によると、5メートル道路と、その横に、西側に1.5メートルの側道を付ける計画になっていますね。何の目的で側道を付けるんですか。金ばかり掛かるのに。無駄な道路じゃないですか。どういう道路なのか、側道について説明してください。1.5メートルの側道について。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村）まず、橋の架設位置について、ちょっと誤解があるようなので正しい基準を御説明をさせていただきます。橋梁の架設位置は河道の整正な地点を選ぶものとし、支派流の分合流点、水衝部、水が当たるところですね、あと、河川勾配の変化点、湾曲部はできる限り避けることという条件も付されておりますので、もともとの、仮の橋が

架かっておるところは、まさに三迫川と明飛川が合流する部分に架かっておりますので、そこはできる限り避けるというのが必要になります。そこは御理解いただきたいと思います。側道の必要性につきましては、新たに架ける橋については、先ほど来、説明しておりますように、1.1メートルの余裕を設ける必要がございますので、高い位置に橋を架けることとなります。そのため、新しい道路とそれに隣接する農地等との高低差が出てまいりますので、その方がアクセスできるように側道を計画したものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） さっきの技術基準ですけど、県はそれを言いましたよ。極力避けていただきたいと。だけど、既に橋が架かっていることからですね、今言った床固め工との距離の問題、それと橋の高さの問題、これをクリアすれば認めますよいうて言ってるんですよ。合流部だとか水衝部だということは認めない理由にはしませんと言っているんです、はっきり。だから、現在地で架替えが可能なんですよ、県の見解によると。それを、あなたたちは、できないように、地元説明会でも言ってるけど、自分に都合のいい論理を構成してるだけじゃないですか。何なんですか。問題ですよ、そういう言い方というのは。自分に都合のいい論理展開をすると。それを地元説明会でやったから、みんな、大賛成だったと、おかしいじゃないですか、やってることが。それと、今の1.5メートルの側道、その、農業者用なんかの利用のためだと言ってますけど、じゃ、聞きますけども、今後、その土地について、1.5メートルの道路のところを宅地にしようとして、農転したときに、これ、宅地、建築基準法上1.5メートル道路に、既設道で家を建てるのが認められますか。ちょっと説明してください。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） 広島県と協議をされて、現在の仮橋のところに架けるといふうに県は答えてないと思います。そこはちょっと誤解のないように訂正をさせていただきたいと思います。側道につきましては、1.5メートルとおっしゃられておりますけれども、こちらは4メートルで今計画しておりますので、将来、宅地化された際にも活用できるような計画にはさせていただいております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） ちょっと待って、県がね、そういうことは言ってませんって、そういうて言ってるんですよ。私ら、そこがポイントだから、この今の水衝部だとか合流部だいうことを理由に駄目だと言いますかいうて確認しているんですよ。そしたら、そのことで

駄目だとは言えませんと言ってる、今、橋が架かっているところに。違うじゃないですか。で、今の農道、1.5メートル側道、計画されているじゃないですか。地図なんかで、図面なんかでも5メートル道路の横に1.5メートル。今、4メートル言いましたか、側道が。違うでしょう。4メートルどこに図面にあるんですか。ほいじゃ、5メートル道路と4メートル道路が、9メートルにするんですか。どうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）仮橋の件ですけれども、県は水衝部とか分合流部だけで判断はしないと、確かに言われてると思いますが、そこにどうしても必要な、できる限り避けるというのがございますので、そこじゃないと駄目という理由を当然求めてこられます。したがって、そういった絵も何もない状況で架かれるというふうに県が言われるということはないということを申し上げておるものでございます。側道については、おっしゃられるように、4メートルで計画をさせていただいておるものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）そこはちょっと、現在の実際に出されている図面と違うじゃないですか。それとですね、次、現在の橋を撤去する計画だということですが、現在の橋をね。当然、今のおたくらの見解だと駄目だということだから、そういうことになるんだろうけども。橋は撤去だけでも、道路はじゃあ、どうするんですか。今、これ、私有地だと思うので、私有地内の通路だと思うんで。これ、原状回復して、元あった串掛林道の仮設用道路以前の状態に戻す必要があると思うんですけども、そこはそうして返すんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）冒頭の第1答弁にもございましたように、大部分が個人名義の土地でございまして、基本的には土地の所有者さんの御意向を伺った上での判断になろうかと思っております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）地権者の方は返せ言うに決まってるじゃないですか。別のところへ道路を造ってですね、今の道路は必要なくなる訳だから。そしたら、また1億7,000万と言っとるけど、原状回復しよったら、また2,000万、3,000万工事代掛かるんじゃないですか。合計2億ぐらい掛かりますよ。今のね、道路をやれば、橋を架け替えると、それと、安全性のために前後の道路改良が必要でしょう。それと4メートル、今の狭いから一部離合するために5メートルするにしたって、その半分ぐらいでできますよ。財政の無駄使

いじゃないですか、財政の。これどうなんですか。財政の無駄使いじゃないんですか。地元はそれでやってくれと言っとるのに、やらないでにおいて、しかも多額の金が掛かる。下手したら損害賠償責任問われますよ、町長。既存の道路を使えばできるのに、新しい余計な道を造ったと。損害賠償責任。答弁求めても認めんだらうから、それは聞きませんけども。これについてはね、非常に何かね、すっきりしない。なぜね、それをやらないのか。別に、金のかかる新道を計画するのか、誰も喜ばない。

次に、2点目の現在の復旧工事について。現在ある被災者支援制度を基に対応していくと、救済制度についてですね。具体的にどういう制度で対応しようとしてるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）被災者支援制度につきましては、現在ございます生活再建支援制度に多くの制度がございますので、個別に応じて相談を受けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）全然質問の趣旨と違うでしょう。私が聞いているのは、県がやっている工事、河川の復旧工事ですよ。このときに、例えば、川に面してお家が建ってる、あるいは田んぼがあると、そうしたときに、その護岸が崩れたためにその民地部分、上の部分も壊れたところがあるでしょうと。その上のところについて、昨日も前田議員が大分言いましたけども、どうするんだと。護岸がこうあると、そして、県は、ある高さまでは県の管理する護岸として直しますと。そこからその上については宅地あるいは田んぼ等については工事しませんと。あとは個人でやってくださいと、それは民地部分ですと。そういうことをこの質問書で書いとるじゃないですか。誰が被災者支援制度いうて、福祉部が作っとることを聞いているんですか。ピンボケいうんかね、意図的に答弁を逸らしとるじゃないですか、おたくら。これが真摯な対応じゃないと言っているんですよ。聞いたら、違う答弁、全く別の観点の答弁をしておるんです。そういうものについて、ちゃんと町は間に入って調整してくださいと、県と、間でね。県は、もうかたくなに国の災害認定をそれで受けてますから、それは認められません、それ一点張りです。災害復旧については、最初は海田町もいろんな土砂流入なんかについては、原則論で押しつけてたけども、途中から件数が増えると、やっぱり柔軟な対応をいただいたじゃないですか。だから、そういうことを考える余地があるんじゃないですかというて言ってるんです。それ

はどうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）御質問の箇所は、まさに被災をされた箇所でございますので、被災者救済制度についての答弁をさせていただいたものでございますが、県と町とで災害復旧の役割分担をしておるということは、これまで御説明をさせていただいておるところでございますけれども、県の中でも県の対応するルールというのがございますので、町といたしましては、県と住民さんがお話をされる際に、間に入って、可能な限りでの調整又は要望等をさせていただいて、できるだけ早い復旧ができるように努めておるところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）だから、今も進捗状況を見てるけども、相当に遅れてますよ。西ノ谷川支川だとか本川だとか、三迫川関係だとかですね。その県の工事なんていうたら、4月とかなってますけど、4月まで当然終わる訳ないじゃないですか。それにつれて海田町は6月になってるけど、もう3か月ちょっとしかないけども、終わる訳ないじゃないですか。業者、何に手間取っているか。その調整に手間取っとるんですよ。そこの工事箇所へ行ったら、土地の所有者の方がいろいろどうじゃこうじゃいうて言うからですね。そりゃ、言いますよ。民地の所有者としたらね。護岸の下が崩れたから自分のところも崩れたんだと。だから、行政、何とかしてくれよと、それは思いますよ。原因は、川の護岸、下が崩れているからじゃないですか。そこさえしっかりしときゃ、自分のところは崩れることはなかった訳ですから。そこを、県は、県の方針でやっとするから町は知らんと。今、まだ途中まで来て、まだ今、建物が建ってる民地部分だけでも、今後、農地なんかのところへ来たら、どんどんそういう話が出てきますよ。その都度、いろいろ話が出てくると、地権者の方から話が出てくると。その都度、県と間に入って調整する、その間、工事業者は工事できないじゃないですか。そこを、じゃけ、ちゃんと入って、町も考えるところは考える必要があるんじゃないかと聞いてるんです。そりゃ、部に聞いてもしょうがない。町長、副町長が判断する問題じゃないですか。そういう状況がね、どれだけあるか、今後発生する可能性があるか、そこをしっかりと見極めて判断すべきだと思いますけども、そこはどうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）おっしゃられるとおりの部分がございまして、やはり、隣接する地権

者さんにしてみたら、そういったどこまでの工事になるかというのは非常に重要な部分でございますので、時間の方が要しておるといのは事実でございます。したがって、町といたしましては、さすがにスタート地点はそこで了解が得られないとスタートは切れないんですけれども、一旦スタートを切った後、次の現場に移るまでに、その次の現場の関係者の方に御説明をいただいて、ちゃんと了解をいただいて、工事が終わったらすぐ次の現場に入れるように、そういった地元に対する説明なり了解を前もって取っていくようにしてほしいと要望しておりまして、町としてもそれに協力を今させていただきますところでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 次に、今の出合橋の架替えについて、この前、災害防止対策特別委員会で、一つ架かった橋を二つに分けて架け替えるという説明を受けましたけども、一つ、気になるといふか、建設も分かってると思いますけども、ここに災害直後、災害のときに大量に石が積み上がってるんですよ。そのためにここが不通になって、そこから上の方は通行できなくなった、孤立したんですよ。だから、町長に電話して、町長、何とかしてくれと言ったら、次の日すぐ来て、業者を手配して石をのけてくれた訳ですよ。業者が重機を持ってきて、ほとんど1日掛かってのけなきゃいけないぐらいの大量の石が積み上がったんですよ。これは何で積み上がったのか。私は上流から流れてきた石がその出合橋の3メートルぐらい離れたところに、床固め工らしきものがあるんですよ。段差がね。その段差のために、スキー場と一緒に、石がジャンプして出合橋にぶつかってはね上がったと思っているんです。あれ、大量の石は何で積み上がったと執行部は見てますか。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） 発災直後の写真を見る限り、今おっしゃられた場所よりも上流に張り出しの車道がございます。その部分に上流から流れてきた流木が詰まって、そこから水の流れが道路の方に変わっておりますので、その写真から推測すると、そこが一つの原因で、道路側に石とか土砂が流れていったのではないかと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） それってちょっとね、おかしくないですか。今の道路というのは途中で湾曲してるんですよ。ある民家の出入口のところで。その道路をね、流れてきたんであればですよ、湾曲してこっちへ行くかという話ですよ。道路がこう湾曲してるんなら、そ

の道路は何のこれもない訳だから、そのまま畑に飛び込むはずでしょう。ほとんど畑には飛び込んでないんですよ。石が自動的に自分は畑の方へ行きたくないからって、こっち、道路側へカーブを切って行ったんですか、そしたら。そんなことはあり得ないでしょう。この見方というのはね、ちょっとおかしくない。それどうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）私もずっとそこを見とった訳ではないので、その真相というところまでは責任を持ってお答えはできないんですけども、その直後の写真を見る限り、間違いなく張り出し車道のところに流木が詰まって、それ以降、下流の水が流れてない状況なんです。ですから、議員さんのおっしゃられるのは、その流木が詰まる前に起こったものかもしれないですけど、私が言えるのはその写真から見ると、そうなおったという事実でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）時系列から言いますと、7時20分ぐらいに車で避難された方がおられるんですよ、そこを通ってね。そのときには既に道路に石が散乱、あそこに散乱してたと言われてるんですよ。そしてね、この前、うちの近所の方がお亡くなりになっているけども、8時頃、その方は、今の137号を下ってきて、そこまで行ったら、石が積み上がって、下りられないからバックしてですよ、今言われた張り出し道のところの里道が架かっている、橋が架かっている、そこを、6号側へ回って、そして、下へ下りようとしたら、西ノ谷本川がちょうど6号を壊して、もう氾濫状態で道路がなかったから、そこへ、すくわれて落ちたんですよ。じゃけ、まだ8時頃はですね、あそこの今の架かっている橋は詰まってなかったんですよ。翌朝見たら、確かにあそこへ流木や大きな石なんかが掛かっているけども、だから、あそこが詰まる前に石が流れてきて、あそこへはねて飛び上がったと、こう見るのか一番自然ですよ。それをね、おたくら意図的に何か話を作ろうとしてるけど、何が言いたいと言ったら、早く言えばあれは危ないだろうと、床固め工じゃないと、おたくら言う。農業用水の取水口を生かすための堰だという解釈ですよ。だけど、その取水口というのは、もう要らない取水口なんですよ。農業用水を取ろうにも、その行く田んぼというのは、もう宅地造成工事がやってて取水口は要らないんですよ。5,300平米ぐらい、宅地造成して今業者が行き詰まってしまってる、あそこへ行く取水口なんですよ。農転が出て、もう宅地造成する必要はないんだから、取水堰の必要はないから、そういう可能性があるんなら、それを取るべきじゃないかと、私が言いた

いのはそこなんです。県と協議してですよ。全く私が言ってるのが全然関係ないと、はねたものじゃないと言い切れるんならそれは残しとってでもいいけど、また、なったときに、早い段階で、石がそこへ積み上がったんだとしたら、はねたんだとしたら、また同じことをやりますよ。同じところへまた橋を架けようとしてるんだから。それ、どうなんですか、取水堰を取るということは。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今おっしゃられたように、もうそういった取水堰としての機能がないというのであれば、そういうのも含めて検討はさせていただくんですけども、ただ、川には川の勾配をあまりきつくしてはいけないというルールがございます。なので、堰をなくして急勾配にすることが基準に合致しない場合は、どこかで段差を造って流速を弱めるという構造にしなければなりませんので、そういう取水堰ではなくて、今度、落差工という構造になる可能性はありますので、ただ、そこについては、今後ちょっと設計の中で検討させていただきます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）そりゃ、そうですよ。今おたくらが言ったのは、床固め工の話だからね。床固め工であれば、同じような形状をしとる訳でしょう。それで、県の基準では5メートル離せとなっとる訳だから、同じような形状のものがあること自体、まずいだろうと、私は言ってる訳ですよ。だから、取るか、今言うようにもっと後退して、5メートル以上、今の出合橋から離せと、上流にせえということを言ってる訳ですよ。まあ、検討することだからいいんだけども、そういうことというのは、ちゃんと細かく、おたくら見て設計をやってくれないと、あれ、設計料だけで五、六千万取ったでしょう。何のためにやってるんですか。ついでに言わせてもらおうと、今の的場橋、畑の谷のところ出て、同じように取水口のための堰があったのを、県は、その取水堰を取っ払ってしまったために、農業用水の取水口が上に浮いてしまって困ってるじゃないですか、おたくら。そういうことだあってあるんだから、もうちょっと県と連絡を密にして、さっきの話にもつながる話だけでも、ちゃんと地元との協議をきちっとやらないからね、そういうことになるんですよ。そうなったから、どうしたかと思ったら、パイプを川の中に引こうと思ったら、県がそんなもん認められん言うから、道路を掘って、これくらいのパイプを道路の下に埋めるというようなことをやとるじゃないですか。県は都合のいいときには、取水堰を取っ払って流れをスムーズにするんだとかいうてやとるけども、今回みたい

に明らかに、あったら困るだろうというようなものは残しておく。そんな矛盾したね、計画というのはいないんじゃないですか。もっと丁寧に、地元と、あるいは県と協議する必要があるんだと思うんです。どうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、最初にあった出合橋のその取水堰を上流に動かすべきだというお話ですけども、すいません、当初から動かす予定にはしております。それは議員さんにも一度お話をさせていただいたと思うんですけども、計画的、いずれにしても計画は今後できた段階で、また御説明をさせていただきたいと思っております。取水につきましては、おっしゃられるように、地元の方から要望があれば、町の方が間に入って県と調整をさせていただいております。今、御指摘の点について、まさにその事例で、県と調整をして、新たな取水ルートというのを計画して設置していこうというふうに対応したものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今、私に説明した言うけど、私は、それを言ったら、床固め工だと私が思うから、床固め工、こんなところにあつたらまずいだろうと、橋をそこに架けるのにまずいだろうと言ったら、課長がですよ、あれは床固め工じゃないですと、取水堰ですという言っただけじゃないですか。それだけじゃないですか。上に移しますなんていう説明なんか全然してない。都合、悪くなつたらね、説明したとか、そりゃ、ないでしょう、いくら何でも。あんまりじゃないですか。そんなことを言うんだつたら、この今の仮設の今の137号から6号へ回る経緯だって言いますよ、ここで。12月定例会で、仮設道をここへ造りますと言うて、田んぼ1枚横に出して、千五百何万の予算を通しておいて、それが終わったら、もう、5日に終わったら、翌週火曜日、10日の日には、もう全然違う案を持ってきて、これで行きたいんですと。何なんや、それはと。議会に対して何を考へてるんだと、もう別の案を議会に提出時点で、考へてるんだつたら12月定例会に出すべきじゃないだろうと、来た担当者に言ったら、ちょっと待ってください、1月、一月ぐらい経ってから、今、議会へ出したこの案だと、こういうふうになるんですと、案を作つて持ってきましたよ、作図して。そしたら、この段差の問題があつてから、とてもじゃないけど、こっちとしてもね、こんなもん駄目だという案になつて、おたくらが提案した案に近いですね、横じゃなくて縦方向に4段ぐらい石垣をずっと下へおりていく案になつている訳ですよ。それなら、きちつと議会に出す前にそういう検討をしてか

ら議会に出すべきでしょう。予算さえね、認めれば、あとは執行部がどうしようがこうしようが勝手だと、そういうやり方じゃないですか。違いますか。もう出した時点でこれではまずいという認識があったから、縦方向の案をもう既に持ってたんじゃないですか。そうしないとね、5日に、木曜日に終わって翌週の火曜日、営業日でいったら金曜日と月曜日しかないのに、そんな作図なんかできる訳ないでしょう。それで承認を取ったら、それで当然説明すべきなのに、すぐにもう直後に別の案を持ってくる。こんなやり方ってありますか。どうなんですか。ちょっと町長、副町長、そんなやり方をしているんですよ。問題じゃないですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、1点目の出合橋のところの堰、床固めじゃないかというお話ですが、県に確認したところ床固めではないとはっきりとした回答をいただいておりますので、そのようにお答えをさせていただいたものでございます。もう1点目の迂回道路につきましては、当初おっしゃられるように、短いルートで検討をしておりました。その後、担当の方が地権者の方の中に掘削した後の埋戻し、農地を埋め戻した折に、その農地に不具合がちょっと生じた事例があるというのを伺いまして、それに配慮する形で、極力、切土と言うんですけれども、農地を切るような形で迂回道路を造るとまた同じようなトラブルが生じてはいけないというふうに配慮をして、盛土、極力、田んぼに手を加えないと。土を盛るだけのルート案を、まずは提示をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）だから、私が言ってるのはそういうことであるならば、議会に予算を出す前にそういう検討をして議会に出すべきだということを言ってるんですよ。誰もそんな検討すなと言ってる訳じゃないでしょうが。だから、それが議会軽視だと言ってるんです。固まってもない、自分たちが出すにあたって不安を持ってる案を議会へ出してきて、予算を通過する。通過させたら後は、自分らが勝手にやると。今言ったように、短い道路で1,500万ですよ。長い道路になったら1,500万で終わらない可能性が高いじゃないですか、積算したら。その同じ予算で1,500万でその工事をやられたら手抜き工事になりますよ。積算したら、長さだって長くなるし、4段使うような道になる訳だから。距離も長くなるし、落差だってできてくる訳だから。一般論として。そこをね、ちゃんとおたくらね、やらないで、たまたまその地権者が私だからおかしいじゃないかと、議会に

出してきてからって。ほかの人だったら、分かりませんよ、そんなこと。一般の人だったら。終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩します。再開は15時5分。

~~~~~○~~~~~

午後2時53分 休憩

午後3時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。2番、小田議員。

○2番（小田） 2番議員、小田です。今回、2点にわたってお尋ねをいたします。

まず初めに、骨髄バンクドナーについて。白血病や悪性リンパ腫、骨髄腫など血液のがんは、以前は治りにくい病気と認識されていましたが、医療技術の進歩により助かる割合が多くなってきております。治療法は抗がん剤を使った化学療法、放射線療法、造血幹細胞移植療法が主なものです。この選択肢の中で、移植しか治療法がないという方もたくさんおられます。これには、健康な造血幹細胞を提供してくださる方、ドナーがいて、初めて成り立つ治療であります。骨髄バンクでは、ドナーの登録者の確保が大きな課題となっております。登録できる年齢が18歳から54歳までで、55歳になり次第、登録から外れていきます。また、登録できるのが18歳からでも骨髄採取は20歳以降になっており、昨年9月のドナー登録者数は、全国で52万人、骨髄移植を行っている他国と比較してドナー登録自体が少ない現状です。ドナー登録者を増やす対策を早急に講じる必要があると考えます。広島県においても、骨髄ドナー助成制度を平成30年に創設し、ドナー登録者の負担減に努めています。更に、骨髄提供をする際の給与助成制度を実施している自治体もあります。登録後、適合する患者が現れた場合、説明や健康診断、採取に向けた体の準備から採取まで、少なくとも4、5日の入院が必要となり、登録者によってはこの休暇が取りづらいという理由や休業による収入減から辞退する事例もあります。尾道市では、ドナー助成金と併せ事業所助成金も行っており、ドナー登録者の労働環境整備にも取り組んでおられます。そこで、本町の取組についてお尋ねいたします。まず1点目、ドナー登録者を増やすための啓発活動はどのようにされていますでしょうか。2点目、ドナー登録者の負担減にどのような対策を取られているのでしょうか。また、今後、どのような対策をお考えでしょうか。3点目、ドナー登録者の労働環境整備

について、どのようにお考えでしょうか。

次に、読書通帳についてです。活字離れが指摘される中、読書に親しんでもらう取組の一つとして読書通帳を導入する動きが見え始めています。この取組は借りた本の履歴を目に見える形で残すことにより、子どもを中心に読書への意欲を高める効果が期待されています。読書通帳の効果は大きいと、文部科学省が事業委託するICTを活用した読書通帳による読書大好き日本一推進事業、その実績報告書に、調査の対象の中学校で導入したところ、学校図書館への来館者が約3倍に増えたという記載がありました。本町でも読書通帳を導入し、読書意欲を向上させるだけでなく喜んで楽しんで読書ができる環境を整備されてはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問の教育委員会の部分については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。骨髄バンクドナーについての質問でございますが、1点目については、施設内でのポスターの掲示やリーフレットの配布により啓発に努めているところでございます。2点目については、現在、ドナー登録者に対する負担軽減の対策は講じておりませんが、全ての患者を救うために一人でも多くのドナー登録者を増やすことが不可欠であると考えておりますので、今後、助成制度の創設について検討をしております。3点目については、ドナー登録者が休暇を取得しやすくするために、労働環境を整備していくことが重要であると考えておりますので、今後も啓発を行ってまいります。それでは、引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）小田議員の質問に答弁いたします。読書通帳の導入についての質問でございますが、学校図書館における読書通帳の活用は、読書意欲を向上させる上で、有効な方法の一つと認識しております。本町においては全ての町立小中学校で、読書通帳に代わる方法をそれぞれの学校で工夫し、子どもたちの委員会活動として取り組んでおります。また、ビブリオバトルなど、子ども同士で本の紹介をする場を設けるなどして、読書への興味関心を高め、一定の成果を上げております。したがって、子どもたちの主体的な図書館運営を更に進め、現在各校で行っている取組を充実、改善することで、子どもたちの読書意欲の向上を図っていくことができるものと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）それでは、再質問させていただきます。まず初めに、読書通帳についてで

ございますが、ビブリオバトルも大変有効な取組ではあると思っております。子どもたちの目線で子どもたちに読書のすばらしさ、また本のすばらしさを伝えていくという手法はとても有効ではないかなというふうに思っております。で、読書通帳の活用を、町立図書館でもしていただきたいと思っております。これについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）町立図書館においての活用についてでございますけれども、町立図書館においても、様々な事業を通じてこのような読書意欲の増進につながるような取組を現在行っているところでございます。そういった取組を継続、拡充することによりまして、そういったことを進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）具体的にはどのような活動がありますでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）具体的な事業といたしましては、例えば、小中学生を対象といたしました読書感想文の文集の作成でありますとか、それから、これは小学校ですが、各小学校を訪問して、おはなし会の実施、それから、これも小学生ですが、ボランティアの方を活用してのおはなし会のようなものを月2回程度実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）それを実施したところで、どの程度の効果があったとお考えでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）具体的に何割とか何パーセントとかという数値は持ち合わせておりませんが、それは、一定の効果、読書を推進する上での効果があったものと認識しております。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）読書を進めたいという思いもございますが、先日、広島県の町議会議員研修で平田オリザ先生の講演を拝聴しました。それで、オリザ先生が言っておられたのは、その町の図書館を見れば、その町がどのような取組をしているのか、一目で分かるというふうにおっしゃってございました。それをお聞きしたときに、すぐに町立図書館を私も思い浮かべてみました。IターンJターンなどにもこれは有効的な活用であるというふうに、先生はおっしゃっておられましたが、町立図書館に行きたいかと言われると、必ず

しもそうではないかなというふうに私は感じております。それは、本を読む環境が100パーセント整備されている図書館ではないと私は捉えております。この読書通帳がそれにつながるかという点も必ずしもそうではないかもしれませんが、本を読む方が増えればそこを良くしていこうという環境整備にもつながっていくのではないかなというふうに考えております。それで、学校の図書ですとか、町立図書館に置かれている本を見ると、図書ボランティアの方が頑張ってテープで張って直して下さったりというような本もありますし、新しい本もたくさん入れていただきたいなという思いもございます。子どもたちは、小さいころから読書に親しむために、ブックスタートサービスも赤ちゃんのころからやっていただいております。家庭でも読み聞かせから始めて、だんだん字が読めるようになり、子どもたちは自然に本に親しむような流れが海田町では作れるのではないかなというふうに考えておりますので、この読書通帳を提案させていただきました。それぞれに取組をされているのは十分承知の上でございますが、今一度、読書通帳についても御検討いただけないでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）おっしゃるとおりで、実は海田町立図書館は、建設当時すごく人気で、町でこれだけの設備を整えたのは、多分、海田町が県内でも初めてだったぐらいです。それで、今ホームページを見ていただきますと、新着本はほぼ貸出し中で予約待ちです。中には10件ぐらい待つものもあります。私も本を借りるんですけど、回ってこないぐらい。それぐらい、実は親しまれとる人には非常に親しまれとるんです。ただ、ちょっと旧態の形でもありまして、現代的な図書館には、少し時間が経ってきてるので、今後、再編やらの中でいろいろ考えていかにゃいけん大々的な転換は必要だと思っております。ただすぐに、明日、明後日でできる話ではないんで、当然、その図書館をどのように運営していくか、また場所等、今の図書館、ほかのところはいろいろ公民館等もありますけど、もっともっと、今後、考えていかにゃいけん内容だと思っております。ところが、今ある中で、子どもたちに今の既存のハード、ソフトでやっていくには、一番読書の最低の条件は家庭で、親御さんが本に親しんでいるかどうか、これが唯一です。ただ、それを言っていますと、親御さんの責任になりますから、公的な責任もやっぱりあります。そういう意味で、今、県内で司書を全学校に置いているのは本町だけです。司書教諭はいます。これは教諭が充てられる役ですから。司書を置いているのは本町だけです。学校においては司書が子どもたちに良い本に出会うきっかけを作るように取り組んでいると。

ビブリオバトルも実は本を読むことで、子どもたち同士が話し合うところに意味がありまして、僕はこんな本でこうだったんだ、私はこうだったんだということで、きっかけを作ろうとしています。先般、海田中学校の文化祭で、私が薦める1冊というので、子どもたちがイラストを書いていた。去年よりも随分内容が充実してきたと思います。これも図書館はじめ、いろんな取組が功を奏しております。議員おっしゃるように、読書通帳も一つの手だと思ってます。でも、もう1回、学校図書館、また町立図書館あたりの連携、そこらも考えていかにやいけん時期に来ているんじゃないかなと、教育委員会の方では思っております。長期的な展望になりますけども、短期でやること、長期でやることを整理して、図書館運営、読書活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）それでは今後も読書に親しんでいただけるような取組をともに考えていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それで、骨髄バンクドナーについてでございますが、2点目の負担軽減にどのようというところでは、今後、助成制度の創設について検討してまいりますということでしたが、具体的に、いつ頃、どのような形でというお考えがあればお示しいたきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）10月の骨髄バンク推進月間に間に合うように準備をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）是非、進めていただきたいと思っております。それで、この3点目については、今から検討していく、一緒に進めていくお考えはないと私は読み取ったんですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）現在、県の助成事業も事業所を対象にしておりませんので、町につきましても現時点では考えておりません。ただ、事業所の環境整備というところで啓発にしっかり努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）県内でも尾道市が取組をされているところでございますが、県がやってい

ないからというので町もやらないというのではなく、県がやっていないからこそ、町ではやっていただきたいというふうに私は考えております。このドナー登録者もそんなに人数がいる訳ではないので、この助成制度を活用したところで、そんなに町の負担が増えるというところではないかなというふうに考えておりますが、その費用負担の面でちゅうちょしておられるのか、それとも何か別の理由があって、2点目と3点目は一緒に進めていただきたいと私は考えておりますが、その点について、今一度、御答弁願いますでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）事業所の助成につきましては、県の方も助成事業の対象としないというところで、それがどういうことがあって対象になっていないのかというところも、今後、研究していきたいと思っておりますので、よくよく、今から調査研究していきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）一般質問の中でも申し上げましたが、このドナー登録をしても、最終的に移植に至らないケースの中で、ドナーの方が負担に思っておられるのが、休みが取りづらいという理由と、それから、休んだ後、収入減、この2つの理由から辞退するというケースが起こっております。病気で悩んでおられる方にとって、この骨髄移植しか治療法がないという方にとっては、本当に一縷の望みだと思えます。その望みを断ち切ることだけはしていただきたくないなというふうに考えております。それで今回、この事業所の助成制度も是非とも同時にお願いしたいと思い、今回、一般質問でさせていただきました。できる限りのことは、全てやっていただきたいというのが私の思いですが、町行政として、様々な課題がある中で、これだけをやるということは難しいかもしれませんが、ドナー登録に助成をするのであれば、事業所助成も同時にしていただきたいというのが私の本音であります。そのために、これをやった尾道市の事例がありますが、尾道市でも、やはりこの骨髄ドナーバンクの方から要望をいただいて、是非とも、これをやっていただきたいというその声を受けて、尾道市では、いち早くこのドナー助成と事業所助成を取り入れられました。このように、他の市町がやっていなくても我が町ではやるんだというような気概を是非見せていただきたいなというふうに思っております。しつこいようでございますが、ドナー登録をしていただける方には何のちゅうちょもなくしていただいて、採取まで至るように町では努力を惜しむべきではないと、私は考え

ておりますが、今一度、しつこいようですが、御答弁を願います。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）骨髄バンクのドナー登録、大変重要なことだと考えております。事業所の支援につきましては、事業所もマツダという大きな会社からいろいろありまして、一口に事業所といっても、町の支援をどこまでというところがまだまだ町の中で調査、それから研究が進んでおりませんので、そちらにつきましては、第1答弁でもございましたように、啓発というところから始めて、調査研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○2番（小田）前向きに検討をしていただきたいと思えます。この骨髄ドナー、血液のがんで悩んでおられる方に少しでも希望を見出せるような、そういった取組を海田町ではやっているというふうに胸を張って言えるような取組を、今後も引き続きしていただきたいと申し上げ、再質問を終わります。

○議長（桑原）8番、住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。本日は2項目についてお尋ねいたします。

まず初めに、フレイル対策としての食育についてお尋ねいたします。健常から要介護に移行する中間段階をフレイルと言い、高齢者の多くはフレイルの時期を経て、徐々に要介護に陥っております。国立長寿医療研究センターの調査によれば、フレイルの人が要介護になる危険度は、フレイルでない人の3.5倍にもなることが分かっております。特に、食事に関しては、加齢による食事量の低下に加えて食欲低下もあると慢性的な栄養不足の状態になり、サルコペニアを進行させ、筋力低下が進むという悪循環に陥るものであります。従来75歳以上健診では、40歳から74歳の肥満傾向などを調べる特定健診と同じ質問票が使われておりましたが、目標BMI下限値を比較すれば、50歳から69歳は20.0に対し、70歳以上は21.5となることから、厚生労働省は2020年度、75歳以上の健診にはフレイルの質問票を導入することになりました。高齢者のたんぱく質摂取の目安は、体重1キロ当たり1グラム以上と言われておりますが、高齢者の孤食では必要なたんぱく質が摂取されているか判断しがたいものであります。海田町に住む高齢者の方々がいつまでも元気に暮らしていただくためにも、フレイル対策としての食育事業を始めてはいかがでしょうか。

続きまして、循環コミュニティバスの抜本的な見直しについてお尋ねいたします。先

日の総務文教委員会において、循環コミュニティバス（以下循環バス）の見直し案と海田町地域公共交通網形成計画素案が提出されました。それらを拝見すると、新庁舎移転に触れているものの、循環バスルート見直し案に全く考慮されておらず、既に問題になりつつあるバス及びタクシーの運転手不足の問題についても検討されておらず、免許返納事業にも触れておきながら、ルートの見直しは小手先になっております。また、海田中学校付近に医療、商業施設が多いにもかかわらず、乗継拠点を海田東公民館にするなど、手抜き計画にもほどがあると断言せざるを得ません。現在の循環バスルートは、前町長のときに決められたものでありますが、長い年月が経ち、高齢者人口が増加したにもかかわらず、抜本的な見直しを行わないのは行政の怠慢であります。以上のことを踏まえ、2点お尋ねいたします。1点目、歩行や自転車、自動車で移動できる方には、循環バスの必要性は少ないことから、高齢者や障がい者及び未就学児とその保護者専用の福祉バスに変更してはいかがでしょうか。2点目、海田中学校プール跡地に乗継拠点としてのバスロータリーを整備してはいかがでしょうか。以上答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）住吉議員の質問に答弁いたします。まず、フレイル対策としての食育事業についての質問でございますが、高齢者が健康寿命を延ばしていつまでも健康的に過ごすためには、運動習慣、食生活の改善、社会参加などによって、フレイルをいかに予防、回復できるかが重要と考えております。現在は、65歳、75歳の年齢到達時に25の質問項目に答える介護予防のための基本チェックリストによりフレイル対策者を把握するとともに、毎年、75歳以上の高齢者について、地域包括支援センターの看護師の訪問により、把握に努めております。生活機能の低下が見られる方には、地域包括支援センターが訪問し、運動機能及び認知症機能の低下予防の教室や歯科医院で実施する歯や入れ歯のお手入れ方法、頬と舌の体操プログラムを紹介しております。また、社会参加を促すため、集いの広場についても情報提供しております。フレイル対策としての食育事業については、令和2年度から本町の管理栄養士と社会福祉法人等に勤務する管理栄養士が連携し、町内22か所で実施しているいきいき100歳体操の参加者向けに、食と栄養についての出前講座を実施する予定としております。引き続き、要望のある自治会等へは、食生活に関する出前講座を実施するとともに、健診での新たな後期高齢者の質問票を活用し、地域包括支援センターの訪問に管理栄養士が同行し、個別の栄養指導を行ってまいります。

次に、循環コミュニティバスの抜本的な見直しについての質問でございますが、1点目については、町内循環コミュニティバスは高齢者や障がい者の方々など特定の利用者のために運行するのではなく、暮らしやすさのベースとなるJRや路線バスの交通インフラを補完するものとして、全ての方々を対象に運行することを目的としています。町としては、これまで指摘されていた課題を解決するため、現在、提案させていただいている2ルート案での運行を実施したいと考えております。2点目については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の中で、公共交通網形成計画を策定するときには、都市計画マスタープラン等上位計画との整合性について留意することが求められています。本町の都市計画マスタープランでは、海田市駅周辺を中心核、海田東公民館付近を地域拠点として設定しており、上位計画との整合性や海田東公民館での待合環境整備などの要素を検討した結果、海田東公民館を乗継拠点として選択したものでございます。海田中学校プール跡地は、議員、御指摘のように、町の中心部に位置し、様々な利点がある地点だとは思いますが、現在、校地として利用されていること、先ほど述べた理由もあることから、バスロータリーを整備することは考えておりません。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）再質問に入ります。まず、フレイル対策の方ですが、何で食育に絞ったかというたら、運動とか社会参加、他人の目から見てもある程度分かりますよね。ただ何食っとるか、他人の目には分らないですよ。そういった部分があって、今回、食育に限って絞ったんですよ。また、65歳、75歳の年齢到達時に質問項目に答えるリストがあるようですし、来年度からある程度やっていただけということで文句はないんですけども、ただこれ、さっき、社会参加の部分、両方とも社会参加されてる方のみ対象ですよ。100歳体操の参加者向けに出前講座、自治会等への出前講座、まあ、健診の質問票は全員ということになります。その辺もう一工夫、もうこれに絞った食育を単独事業としてやられる予定はないんですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）町長答弁にありました事業に併せまして、答弁の中にありますけれども、包括支援センターの看護師の方が75歳の独居高齢者、高齢施設を回っておりますので、その中でチェックリストを活用した中で該当になる方については栄養指導についても進めていきたいと思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）後期高齢者になってからというよりも、ただ全件訪問するといっても大変じゃ思いますよ。これから先、団塊の世代があと何年後かに後期高齢者に入る訳でしょう。さすがに全件訪問で全て把握というのは厳しいと思いませんか。その辺どうでしょう。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）これも継続した事業になりますが、65歳以上の年齢到達時にもチェックリストを送付して、早めの段階から該当者について把握に努めたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）そこそこええ答弁なので、これ以上、突っ込むのはやめましょう。ただ、正直言いまして、ひとり暮らしの男性、ちょっと休憩時間に話しましたが、私も母親が死んで自分で料理するようになって、よくスーパーへ行くんですが、やはり人が多くない時間帯に買い物に来られる高齢の方が何を買っとるか見ると、それじゃいかんじゃろう。フレイルに関しても、要はたんぱく質を摂ろうと思うたら、どんぐらい食わにゃいけんとか、そういった具体的な情報も見ると思うんですね。食べなさい、食べなさいじゃ、まして、今まで塩分の摂り過ぎは駄目ですよとか、野菜をしっかりと摂りましょうて、数年前まで言いよった訳でしょう。ここ最近になって、肉食えとかね。中には糖質ダイエットという言葉も、一時期、はやりました。でも、今じゃ、日本人にとってはよろしくないですよ。大腸がんの要因の一つになりかねませんよ。情報がばらばらなんです。昔の情報にこだわったたら、このフレイル対策どころか、ますます悪化しますよね。文句はないけど、もう一遍言います。もうちょっとこれ、単独事業なり、あるいはもっと周知する方法というのは何かお考えじゃないんでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）現在、出前講座の方で介護予防講座ということを実施しておりますが、その中には認知症予防と転倒予防しかございませんので、そのメニューの中にフレイル予防を加えたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）じゃ、いいです。次、循環コミュニティバスの見直しですが、1点目、目的を述べられておりますが、これは知ってます、目的は。この目的を変えたらどうかと言うと。補完する、補完するいうて、じゃあ、どこまで補完しとるのか。これまで指摘されていた課題を解決するためと言いながら、ただ単に議員から要望が出たので、国信、結構、昔から要望出てました。あとは桜ヶ丘団地の方か、要望が出てます。そこに

答えただけであって、そうでないところ、例えば、佐中議員が住んだる団地であるとか、あそこなんて、中、ぐるっと回してあげにゃかわいそうでしょう。急傾斜登るところにある団地。でも、実際にはゴルフの打ちっ放し場のところに1か所バス停を設けとるだけ。でしょ。補完しとらんじゃないですか。当時、このバスを走らせ始めた時期であれば、今の目的でいいと思うんですよ。ええルートだと思うんです。ただ、今違うでしょう。さっき言ったように、後期高齢者、団塊の世代があと何年かしたら後期高齢者になる。免許返納事業も始めました、海田町が始めたんですよ。そこへ持ってきて、バス、タクシーの運転手不足、現にこの辺ではそこそこ大きい規模のタクシー会社、運転手不足でもう予約配車やめたでしょう。地域によったら、県外ですが、福岡県の方、博多あの辺。やっぱり運転手不足で路線廃止とかもう始まってるとでしょう。にもかかわらず、なぜ海田町は、今までどおりの考えで、プラス要望があったところにつけ加えるだけという運行見直しをするんですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）今回のバスの見直しにつきましては、今議員が言われたように、平成19年から運行しまして、非常に多くの、一般質問だけでも私数えたら60近くございました。そのほとんどが非カバー地区の解消であったり、目的地とか速達性の問題、そんなものがたくさんありました。今回、抜本的な見直しをするに当たって、それらの課題を整理しなければならないということが一つと、町民アンケート、ワークショップでいただいた意見をできるだけ反映したいという思いがありました。やっぱり、そういったアンケートとかそういったものの意見も、やはり議員さんからいただいた意見とほとんど同じようなものでございました。今、いろいろ言われた中で、バスでやらなければいけないことをまず最優先でやらせていただいたというのが答えでございます。今言われた、ほかの議員さんの12月とかの一般質問の答えにもかぶるんですけども、ドアツードア等の、本当に、家から動くのがしんどいとかそういう方のものについては、新たなデマンドとか、そういう別の方法での交通モードでの対応とかの研究がまず必要だろうと思っております。一つの交通モードで全ての交通課題、交通施策が解決できないというのは十分認識しております。ただ、今回はまず今までいただいていたいろいろな課題を整理するために、見直しをさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）言いたいことは分かるんですよ。要望にも応えにゃいけん。ただ、その要

望に応えたら今しか対処しないんですよ。5年後どうなん、10年後どうなん。それどころか、数年後に役場庁舎移転するのに、そこ、バス停作ってないでしょう、見直し案。通ってもないでしょう。言い換えれば、あと数年したらまた見直しにやいけんような案を出してきたんですよ、今回。無駄でしょ、時間の。で、デマンド云々かんぬんとおっしゃいましたが、循環バスを走らし、更にデマンドも走らすという考えなんですか。そんなことができますか。ドライバーが不足するという世の中に。お金も掛かりますよ。じゃけ、先を見たらどうですか言うとする。確かに施政方針に対する質問しよったら、今の町長はどうも先を見ることはあんまり好きじゃないようなので、やらんのかもしれませんが、もう目の前に見えとるじゃない、課題が。それに合わせて見直しやあええのに、今に合わせて見直したら、また数年後に見直しせにやいけん。また、別の交通機関を走らさにやいけん。もったいないでしょう。時間も、もう何年も何年も何年も掛かって、できたときにはもう古い案で。現に、今度の見直し案、そうでしょう。役場庁舎、さっきも言ったけど、庁舎が移転するの分かつとんの、そこを通ってないやないか。ということは、また見直しせにやいけんね、もう、数年後についていうことになるでしょう。免許返納者もこれから増えてくるでしょう、後期高齢者が増えますから。カバーできますか、今回の見直し案。いうことなんですよ。今回の見直し案は、確かにアンケート取ったり、ワークショップをやったり、いっぱいそこには応えてます。それは良くやったと思いますが、遅い、やるの。と思いませんか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）まず、新庁舎のルート接続がないということについて、ちょっと御説明させてください。もともと新庁舎接続というのは当初考えておりました。開庁が、令和4年5月ということなので、特に先回りしていくルートというのを考えたのは確かです。そのルートを設定する中で、いろいろ場所的などころとか進入のことを考えたら、新しい庁舎の駐車場を使ってぐるっと回るような案が一番有効であろうというような結論に至りまして、それを考えると、庁舎ができないとルートタッチができないということで、一旦それは見直して、新庁舎が開庁がされるときにそのルート見直しを修正するというふうに考えました。それともう一つ、1点、これまでルートが19年から動かし、多少の延伸がございましたが、ほとんど見直してない。なので、どんどんどんどん利用者も、それが原因かどうかははっきり分かりませんが、利用者も減ってくるし、いろいろな課題と要望が出てくる。交通網形成計画、5年で作りなさいよというのは、一つ

は5年のスパンで見直しなさいよというのがその計画の期間の趣旨としてございます。なので、今、せっかく作ったのにまた見直すことになるじゃないかと言われてましたけれども、見直す、逆に言えば、定期的どこかで、絶対見直すかどうかは別として、検証が絶対必要だと、私は思っております。今回はその庁舎移転の際に、一つそのタイミングがあるということが一つと、5年の計画の最終年度にも一つあるというところで、今までいっぱい積み上げてきた問題を、とりあえず今回は一旦整理させていただいて、そのスパンの間で、また出てきた問題については調査研究の後にできるものは取り組んでいきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）その辺も言いたいことは分かるんじやが、その5年云々の縛りにこだわっても仕方ないし、でしょ。町民にとってみればその5年の期間、どうたらこうたら関係ないですよ、別に。お役所の都合なんて。利用者が減ってくると、当たり前ですね、1周するのに55分ぐらい掛かるとる。今回、短くしました。40分。やっぱり時間掛かるじゃん。私らみたいな人間やったら、自転車で行った方が早い。じゃけん、もっと抜本的に見直したらどうなの。町民の皆さん全員に乗ってもらわんでもええじゃないですか。車がある人は車に乗って行きゃいいじゃないですか。バイクならバイクでもいいじゃないですか。今頃の自転車、電動アシストもついておるし、坂道上るし。何しに税金を使ってバスを走らすんかいう目的が見えないんですよ。交通インフラを補完するものと言いついたら切りがないでしょう、今度。じゃ、つくも県営の方を走らしんさいいう話になるでしょうが。あそこ片道のバス停しかないんですから。でしょ。目的が見えない。利用者がどうのこうの。利用者のことを言い出したら、町長、思い出してください。議員のときのこと。前の町長のとき、ふるさと館を廃止する言うたら、利用者が少ない言うたら、皆さん反対したじゃないですか。利用者が多い少ないで決めるもんじゃない言うて。でしょ。公がやるのは、利用者を稼ぐためなのか、それとも福祉の維持なのか。今回の見直し案、この答弁を見ても交通インフラを補完することを目的。じゃ、なぜ。こんなちっちゃな町、今の路線バスをベースにして考えとるんでしょう。将来的に運転手不足何も考えんと。であるならば、逆にルート、作っといたらいいじゃん。民間のバス停まで乗継ぎすりゃいいだけの話。でも、実際には40分掛け、2ルートをぐるっと回る。もう一遍、根本的な質問をしましょう。何しに税金を使って、わざわざバスを走らすんですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）バスの運行目的、循環バスの目的はいろいろございます。もともとが公共施設の利用促進、高齢者や障がい者の社会参加、それから、渋滞緩和であるとか、環境負荷の軽減というのがございました。それに、今回は、生活利便性の向上というものを付け加えさせていただいたものでございます。少し欲張りなのかもしれませんが、大きな意味では路線バス等が走っていない地域にも循環バスを回しております。広い意味で、ピンポイントのドアツードアでないところは承知しておりますけども、広くカバーしております、交通弱者対策、その部分も十分にあるものと思っております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）交通弱者対策十分にあるものと考えておりますいうて、つくも県営、どうするんや。じゃろ。目的あれこれ詰め込み過ぎとるんよ、結局は。前の町長が作った目的に今度プラス生活の利便性の向上ってつけ加えたら、しっちゃかめっちゃかになるでしょう。目的を絞らにゃ。切りがない、ほんまに、ルートに。高齢者、障がい者の社会参加の促進、プラス、生活の利便性の向上じゃ、交通インフラの補完じゃ、目的が見えんから右往左往するんですよ。結局、アンケートを取って要望が多いところを走らせましょう、利用者少ないところ減らしましょう。結局、1周40分も掛かる、どっちのルートを回っても。そんなのにわざわざ車乗ったり、バイク乗る人が乗るかいうたら、乗りゃへんでしょう、もう。ましてや、青い方のルート、もう1個のはちっちゃい車を走らすんでしょう。キャパが少ないんじゃから、利用者が減るじゃない、どっちにしる。それぞれの理由を聞いてたら大変すばらしいんじゃが、トータルしたら、目的、何やの、それ。目先の利用者を増やしたいのですか。決算で、皆議員からあれこれ言われたくないから、利用者のトータル数増やしたいんですか。それとも、自分じゃあ、よう移動できない人、別に玄関まで来てくれんでもええ、すぐそこまで来てくれたら乗れます、買い物にも行けます、病院にも行けます、自分で。そのために走らすのか。ただ単に、バスが走っていないところを走らすだけなのか。目的が見えないんです、何なんですか。何かいろいろ目的をおっしゃいました、課長が。そう書いてありますよ。相矛盾しとるでしょ、皆、もう。どれがメインなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほども、課長の方、答弁させていただきました。以前、公共施設をめぐって、それぞれの公共施設の利便性を向上さすということが第1の目的で運行して

きた訳でございますが、それでは、現在、買い物とか通院とかそういったものの要望を満たせないということで、公共施設を利用させていただくことプラス生活利便性の向上ということで、買い物、通院にも使っていただこうと。もちろん、公共が運行する訳ですから、たくさん乗って利用していただいて、皆さんの利便性が向上するというのが一番の目的だろうとは考えております。今回、議員、御指摘の、目的を絞ったらということで、福祉バスとかそういった御提案をいただいているところでございますが、まずは路線バス、JR、タクシー、その間の公共交通というところで循環バスを運行させていただきまして、より海田町内の町民の皆さん、町内移動に関する利便性を確保していきたいということが主な目的で循環バスを運行しておりますので、まだまだこれからデマンドタクシーとか、そういったことも研究はしていかなければならないところではございますが、とりあえず、こういった、今申し上げたような理由で、町内の利便性を向上させていきたいというところで、今回のルート設定をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）その利便性を向上するいうのに東公民館乗継ぎにしとるんでしょう。あそこ、確かにロビーで待つときゃええじゃろういう考えなんでしょうよ、皆さんは。でも、利用する人、不便よね。あそこで乗り換えにゃいけん。中学校付近に行きたいのに。実際、乗り換えんでもええようなルートなってますけども。拠点も設けるのはなぜなのか。で、この答弁ね、さっき答弁を聞きよったら、現在は学校地として活用されていることと書いとるけども、町長、昔、あそこに庁舎を建てえ言いよったじゃないですか。役場庁舎を。でしょ。じゃ、この答弁おかしいじゃないですか。学校地だろうが何だろうが、当時も学校地でした。あそこに庁舎を建てえ言うた、役場庁舎、あそこじゃ言いよった、最初、町長は。違うんですか。結局、どう言ったらええん、もう、いらっとするのよ。思い切った冒険が何一つない。目の前にあることしか見ていない。マスタープランがどうのこうの、都市計画どうのこうの、それは町民の方にとって、どうでもええ話。こんな説明して誰が納得する。上位計画との整合性、違うじゃろ。そんなもん、町民の皆さんにとってもどうでもええ話やし、プール跡地や学校地を利用されとるいうて、昔はあそこに役場庁舎を建てえ言いよったし。結局ねえ、公民館を何であそこ乗継拠点にしたかいうたら、ロビーで待つといってください、そういう考えだけじゃないんですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）乗継拠点の場所としての整理をちょっと述べさせていただきます。ま

ず、どこを選ぶかというところで、今、議員が通告書でもありましたように、病院とか買物先の目的地ですね、一つ挙げられます。それから、人口がたくさんいる場所、人がたくさんいる場所で、そこから乗ったり、乗り換えたりという、出発地的な意味合いがあるところ、又は、あとは今言ったような都市計画上の上位計画なんかのものがあるような地理的な要因があるところと、あとは町が政策的にそこにそういうものを設けて、一定の人口の誘導策とか、そういうふうにしたいとか、そういったものが挙げられるんじゃないかというふうに思っております。今回、中学校用地という話をいただいて、私もいろいろ考えたんですけども、確かにあそこは病院とか近くにあっていい場所だとは思いますが。ただ、上り下りの道路が直接的には接続してないというところ、それから、今後、庁舎ができるに当たって、一旦、庁舎が結節点の一つとなるということで、どう言うたらいいですかね、町は海側にそういった結節点が多くできてしまう。やはり、町としては少し東側にそういった拠点的なものがあつたらというところがあつて、そういった要素をいろいろ検討した結果、総合的といったら、ちょっとまた言うてはいけないのかもしれないですけども、総合的にそういったことを勘案して、今回、東公民館の方を選定させていただいたというところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）じゃあ、矢野海田線、通しんさんな。民間路線バスが走っとんじゃという話になるでしょう。じゃないんですか。東公民館で乗継ぎやいいんじゃろ。県道矢野海田線、たしか民間の路線バス走っとるよね。でも、今回の見直し案、あそこ循環バスを走らすようにしとるよね。話、合わんじゃん、そしたら。東公民館が乗継拠点にするいうんだつたら、もうあそこ要らんじゃん、循環バス。そこをわざわざ走らすんでしょ。税金使ったバスを。民間の交通インフラ補完するどころか、重ねるんですよ。何で、便利だから。便利なところにロータリー、乗継拠点を作るのは普通でしょう。行き帰りも楽じゃし。今の課長の答弁であつたらば、東公民館を乗継拠点にします。山側にも拠点が欲しいから、海側に集中するん、ようないけ。そんじゃ、何しに県道矢野海田線、わざわざ税金を使ったバス、走らすんですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）矢野海田線を通すに当たって、やはり、要望等もあつたということの一つ挙げられます。当然、そこは三迫線が走っております。承知しております。そこについて、今までバス路線競合というものを避けてきた経緯がありますので、最初に

そこを通すときに、通すというか、その案が出たときに、どうだろうかというところで、バス事業者さんと、協議を結構いたしました。この間、最終的に全協のときに、地域公共交通会議の議事録を配付させていただきましたが、その中にバス事業者の運行担当の課長さんが出ておまして、その中で、路線バスと循環バスの利用者、客層がちょっと違うという、町内で完結する利用者と、いわゆる三迫線を使ってバスセンターまで行く利用者との客層が違うんじゃないかという印象、あくまでも印象ですね、ここはまだ走っていないので。そういう御意見もいただいてきましたので、これまで避けてきた競合部分について思い切ってやってみようという判断をして、やったというところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）まあ、くどい話になる、その印象だけで変えたんかいう話、そしたら。そうなるじゃろう、今の答弁じゃったら。何しに走らすんかいう答えになってないじゃん。客層が違うんじゃないかという、委員1人の印象でしょう。そこのためにわざわざ税金を使って民間バスが走るところをもう1本バスを走らすんですよ。乗継拠点を東公民館にするのであれば、もう走らさんでええじゃないですか。ルート短縮できるじゃないですか。40分が30分になるかもしれん。目的は補完でしょう、完結じゃなくて。民間路線バスを補完、交通インフラを補完するんでしょう。でも、そこに生活の利便性の向上を持ってきたから、完結になつとんですよ、補完じゃなくて。しまいには、こうなんじゃないかという臆測で走らすんですか。それじゃ、答えおかしいでしょう。委員の1人はこうなんじゃないか、だから走らせます。それじゃ、競合させる全然根拠がないじゃないですか。臆測なんですよ、今言ってるのは。東公民館を拠点にするのであれば、もう循環バス、あそこ走らさんでもいい。循環バスを県道矢野海田線を走らすのであれば、どう考えても、拠点は利用者が多くなるだろうと想像される海中付近に設けんにゃあいけんでしょう。待合施設いる言うんなら、何か建てりゃええじゃ、箱。あの辺、図書館しかないし、学校と図書館しかないし。結局、どう、もう一遍聞くよ。なぜ県道矢野海田線をわざわざ走らすんですか。それは、ただ単に委員の1人が臆測で言ったことに従っただけなんですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（脇本）委員の1人が言ったからしたという訳でございませぬ。そこはちょっと、もし私の答弁がそういうふう聞こえたなら訂正させていただきます。町とし

て、そこに通すというような案をして、バス事業者に競合について意見を伺ったところ、そのような意見が出た。結果的にはそれが出たので、ゴーサインが出たというところは、そこがないことはないんですけども、町としてはその利用でいろいろ今まで一般質問でも県道矢野海田線とか意見はありましたし、アンケートとかでもありましたので、いわゆる海田市駅への速達性というのが多分一番大事なところだったんだと思うんですけど、要望として多いのは、駅への速達性というのがやっぱり多いんですけど、その中でも、買物、通院という声も多くあるので、またちょっと欲張っていると言われたらいかんですが、町の、そこら辺のところを通すというところで、今回、ルート設定をしたものでございまして、委員1人がいいから、臆測で言ったから、じゃ、しましよと、そういった訳ではございません。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）そうならそうで、今度、この交通委員の補完する目的は省きゃいいでしょう、そしたら。今度は駅までの速達性どうのこう。それやったら、あんなぐるぐる回ったルートやめえいう話になるでしょう。何でもかんでも目的作ってそれに応えようとするから、何だ、こりやいう話になるんですよ。公民館を乗継拠点にして、利用者が多いところを別にして。一部の団地は上がるけど、昔からのほかの団地は上がらない。おっきいバスとちっちゃいバスを分けて走らせます。何でもかんでも目的を放り込んで、皆さんの御機嫌伺いするけえ、こういうことになったんでしょうが。目的が、結局、何なん、じゃあ。もう一遍、元に戻る、じゃ、話が。答弁に書いてるでしょ、JRや路線バスの交通インフラを補完するものとして、補完どころか重ねとるんでしょう。生活の利便性の向上ですよ。でも、今課長が答弁で、駅までの速達性。で、相変わらず高齢者や障がい者の社会参加がどうのこうの、目的に入ってます。結局、あれもこれも応えようとするけ、何か中途半端なことになってしもうたでしょうが。速達性言いながら、ルート1周するのに40分、片道20分ということか、ざっくりいけば。海田町内移動するのに20分、ぐるっと回るけ、縦の移動がないけえ、住んどる人によってはむちゃくちゃ時間掛かる、駅まで行くのに。結局、今度、また数年後に役場ができたら、あそこにもバスを回すんでしょう。また、5分、10分余計に時間が掛かりますよね。公民館を拠点にするいうて、道狭いとこなのに。じゃけ、タクシーしかないいう声が出てくるんですよ。何をしたいんか、ほんま分からん。民間の交通利用を補完するんであれば、例えば三迫とか東やったら、三迫のバスロータリーのところまでつなぎゃ、おしまいでしょう、国信からも。生

活の利便性の向上というのであれば、それを海中拠点と駅前拠点、大正交差点付近を通過して、どのルートも。障がい者や高齢者の社会参加の促進というのであれば、ちっちゃいバスを1日何回も走らさなきゃいけん。桜ヶ丘の団地の中も上がらなきゃいけんし、佐中議員が住んどる団地もぐるぐる回らなきゃいけん。最大公約数でやった結果、どれもこれも中途半端になるけえ、利用者が増えんのんじゃないんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今回の見直しに関しまして、やはり利便性の向上というところで、なるべく乗換えがない、循環バスから民間のバスへというところをなるべくそれはない方が利便性は高いだろうと、そういうところも、当然、勘案した上で、民間のバス事業者と県道矢野海田で競合することにはつながっている訳ではございますが、ただ、それをしても、町民の皆様の利便に関しては、それは向上するんであればそうすべきだろうという考えで、そのルートを設定させていただいたと。そのほかにも、いろんなものを詰め込み過ぎて、JRへの速達性とか、損なわれているじゃないかということも、確かに1周40分掛かるのは確かでございます。ただ、近い方は当然駅まで歩いて行けますし、自転車なりも活用もできる。そうでない方がバスを利用していただければ、1周40分、必ず40分掛かる訳ではない。そういった考えもございまして、またどう言うんですか、より多くの町民の方に利用していただくということが我々の最大の思いでございますので、こういったルートで今回は運行させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）結局、似たような一般質問を、私は、前の町長のときもやったんです。福祉バスにせえいうて。そのときも言ったんですよ。私のような人間、別に乗らなくてもええじゃん。自分で移動できるんですから。さっきも言ったけど、なぜそれらまでターゲットにするのか、より多くの人に利用してもらいたいとか言って。答弁がそんだけ長くなったということは、やっぱり目的があんまり曖昧なんだなとも思うし、なぜ、前の町長が引いたルートにこだわるのかな。なぜ公共施設にこだわるのかなと思うんですよ、正直。町長が変わって、今、2期目よね。ガラガラポンしてもいいんじゃないかと思うんですよ、正直言うて、循環バスに関しては。施政方針のときも、今も言いましたけども、先を見越したらどうなん、もう目の前に課題が見えてるでしょという。今のこの見直し案は、現時点においての見直し案なんです。さっきも言ったけど、5年後どうなん、10年後どうなん。後期高齢者増える、免許返納者増える。でも、民間の交通インフラの運

転手は減るといえるのが見えておきながら、その辺は全然考慮せずに駅までの速達性を考えつつも、商業施設にも寄らなきゃいけないよ、要望があるところも走らせられないよ、結局、何しに走らせとんのか訳分からん。結局、どう言うたらいいか、もうきつい言い方しましょう。前の町長の呪縛から逃れてないんです、全然。ルートの大きな変更したら反発も食うし。当時は今のルートで大正解なんですよ。でも、状況、もう10年以上経って変わるとるじゃないですか。なのに、西田町長のカラーが見えないんですよ、全然。要望があったところ、とりあえず走らせとけ、時間もうちょっと短うしよるか、じゃ、2ルートに分けよう、50分ぐらい掛かりよったのを40分で回ろういうて、長い。もう町長に聞こう、町長に。まずもう一遍聞こう、町長、何しにバスを走らすんですか。あなた、町長じゃない。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻） すいません、私の方から答弁させていただきます。基本、路線バスに任せればいいのではないかという御指摘ございました。確かに路線バス等公共交通機関の利用というのが基本であろうと思いますが、それだけでは十分に町内の交通カバーし切れない部分がございます。そういったところをカバーするために、循環バスでカバーしようというのが、この循環バスのそもそもの発端、目的だろうと思ってます。そうした中で、循環バスの目的、いろいろございますが、大きく分けて公共施設へのアクセス、それと、今回、新たに生活利便性の向上といった目的で、今回のルート見直しをしているところでございます。そうした中で、循環バスを走らせて利用していただく以上は、少しでも利用者の方に満足していただけるような循環バスにしたいという気持ちがございまして、いろいろアンケート等を取った中で、循環バス、時間が長いと、所要時間が長いといったような指摘もございましたので、そういったところをできるだけ解決しながら、路線バス等でカバーできない部分を補っていきたいという思いで検討を進めてまいりました。そこで、東公民館を拠点にするのはいかがなものかといった御指摘だろうと思いますが、町長の答弁でもございましたが、本町の都市計画のマスタープランでは、海田東公民館付近を地区拠点というふうに設定をしております。実際に、現在、海田東地区、人口が、ここ数年右肩上がりが増えてきている実態がございます。そういったことも含めると、やはり、この海田東地区、この東公民館、ここを拠点とするというマスタープランの考えに基づきまして、循環バスにおきましてもこの地区を乗継拠点としようというふうに我々考えております。そうした中でここを拠点にしながら、またできるだけ

利用者の利便性を向上するために、時間を短縮するといったことから、2ルート案というものを考えた訳でございますが、この2ルートを走らす東公民館を拠点とするといったことを考えますと、最短ルートとして、矢野海田線を通ると、これが最も2ルート案を通らす上で、最も理想的なルートであるということで、矢野海田線を走らすという結論に至ったところでございます。少なくとも住民の空白地帯をカバーしながら、目先の問題を解決するだけじゃないかとおっしゃったと思いますが、目先の問題を解決するのも行政としての必要なところだと思いますので、そういったところを総合的に考えまして、できるだけ町民に利便性の高い公共交通機関、そして循環バスを再整備していきたいというふうに考えています。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）さっき言うた、だらだらだらだら答弁することは考えないうて。また、要らんことを言うたる。東の方、今人口が増えとります。うちらも増えとる。どんだけマンション今建った思うとるん。ほんじゃ、うちのとこ、拠点作りますか、今の答弁だったら。東公民館に拠点をやる理由、人口が増えているからと、副町長おっしゃいました。西小学校区も増えてんですよね。あるいはちょっと西小にこだわらず、海田西地区、南大正町のマンション、2つぐらい建つ、月見町もまた建ちましたよね。ね。今の副町長の答弁でしたら、あの辺に循環バスの拠点を作っていただけるんですね。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（櫻）西地区がどんどん人口が増えていたり、現在は、マンションが続々と建設して、多くの人に住んでいただいているというのは承知しております。私が申し上げましたのは、都市計画のマスタープランにおいて、地域拠点として整備されているといったこと。それと、西地域は比較的、循環バスの目的の一つに海田市駅の速達性といったものもございますので、そういった地理的な条件なんかも総合的に考えまして、東地区には乗継拠点が必要ではないかというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）何かもうええわという気もするんですが、東地区だって、何か畝新駅どうのこうのと考えてるいう話、何かせんかったかいね、町長。しよったよね。それ、考えたら、また話のがらっと変わるんです。今、海田市駅の速達性を目的って、そんな目的なんか書いてなかったよ、確か。循環バスの運行に関して。書いとった。まあ、書いとったら書いとったらでええ。結局、何でもかんでも放り込むけえ、あれこれ、またみんな

なからあれこれ言われるんですよ。今度、土日運休するんでしょう。この間、全員協議会であれこれ話が出たじゃないですか、結局、それで。あれこれ盛り込んだら、どこか必ず抜けてくる。で、答弁用意させりゃ、海田中学校の学校用地、あそこに、この間まで数年前まで、役場庁舎を持っていこうと、今の町長、言いよったじゃないですか。支離滅裂でしょう。じゃけ、最後に町長に話を振ったら、副町長が答えるけえ、またぐずぐず、こっちも言わにゃいけないのよ。町長の考え、政治家として。事務屋の考え、もう分かった。政治家としての声を聞こう思う。町長、どうしたいん、このバスを。それ、それだけ。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今まで、るる説明をしまいましたが、基本的には、まず循環バスのニーズ調査、この結果に基づいて、速達性、50分のオーダーを40オーダーに変える、これ10分であります、非常に速達性は上がってくる。それから、便数も増やしていく。これによって、利用頻度の問題も解決できる。で、その中で大事なものは、ネットワーク網で結束させるという機能を持たさないといけない訳です、走る以上は。どこかで降りてもらい、どこかで乗らないといけない訳ですね。そのためには、やはり駅という関係が基本になります。だから、海田市駅を基本にしながら、2ルート考えた。その中に東地区の方においては、先ほど副町長の方も申しあげましたように、いろんな意味で町としての誘導等も含めて、人口は増えるということの目測も考えないといけません。その過程の中で一番大事なものは、そういった結果に基づいて皆さんが満足していただける、要するに暮らしやすさの実現をこれで目指していこうと。今まで交通の要衝と言われてる、本来だったら要らないんですよ、交通の要衝だったら。しかし、この先、議員、御指摘のように、高齢化も進むでしょうし、人口減少も起きるでしょう。それに、やはり立ち向かえるシステムを作らないといけない訳ですよ。それを見越した上の検証を重ねながら進めるというのが大前提でございますので、今示されてるものは、それは当然、1年、2年、当然検証を重ねながら少しずつバージョンアップすると同時に、民間との関係も、しっかりと、そこらの環境整備もしていくというのが今のまちづくりに一番大事なことだというふうに捉えて、この提案をさせていただいてるところでございますので、御理解の方、よろしく申し上げます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）まあ、理解はできんですが、また後日ということで終わります。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）4番議員、大高下です。1項目について質問いたします。

高齢者いきいき活動ポイント制度の導入について。広島市では高齢者の健康づくりと介護予防の活動に対して、ポイントを付与する事業を行っており、大変好評と伺っております。医療、福祉団体による健康づくり、イベントや特定健康検診、がん検診、介護予防活動や地域のボランティア活動、児童の登下校の見守り等に参加すれば手帳にポイントとして印を押してもらえます。1ポイントが100円に換算し、ポイント数に応じて、奨励金を支給する制度です。年間獲得ポイントの数の上限は100ポイントを集めると1万円もらえるという事業で、多くの高齢者が参加しているとのこと。東広島市も、昨年10月から元気輝きポイント制度を始めています。お隣の府中町も検討を始めております。生き生きと社会参加と健康づくりのために、我が町も来年の4月実施に向け、検討してはどうでしょうか。

終わります。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問に答弁いたします。高齢者いきいき活動ポイント制度につきましては、社会参加の促進、健康づくりや介護予防、地域団体の活動の活性化などの効果が認められ、高齢者の健康寿命の延伸にも有効な施策であると認識しております。令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする海田町高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画を策定いたしますので、主要課題として、現計画にも掲げております社会参加と生きがづくりや健康づくりと介護予防の施策の一環として、令和3年度中の実施に向けた検討をしております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）満額回答のような形、ほんじゃけ、来年の4月実施ということで確認ですが、よろしいでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）これから実施に向けて検討してまいった後に、令和3年度の、事業を実施するとなればですが、令和3年度の当初予算に計上しますので、4月すぐからの実施というのは難しいかもしれませんが、3年度中には実施をしたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）実施する内容については、広島市と大体同様ぐらいを考えておられますか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）広島市さんも、今後、調査をさせていただいて、県内にも類似の事業をしているところがありますので、それらを踏まえて、今後検討したいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）提案なのですが、府中の場合は、広島市との広域連携ということで、両方がお互いに使えるように検討しております。海田町は、今から検討する上で、是非とも、そこらを検討して、どっち行ってもポイントがもらえるようなのも検討をしていたきたいと思います。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）広域連携についても検討してまいります。

○議長（桑原）静粛に。大高下議員。

○4番（大高下）それじゃ、先ほど町長の答弁もありましたし、是非とも早急な検討をしていただいて、是非ともこれは皆さんに喜ばれる制度と思いますので、よろしく願いしたいと思います。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。本日は大変御苦勞様でした。

明日9時から本会議を開会しますので、御参集いただきたいと思います。本日は大変御苦勞様でした。ありがとうございました。

午後4時31分 延会